

令和7年 第4回

四日市市教育委員会会議案

関係資料

日時 令和7年 3月21日 午前9時30分～

場所 四日市市役所 9階 教育委員会室

令和7年 第4回 教育委員会会議 議事

○議 案

- 議案第12号 四日市市立幼稚園管理規則の一部改正について…………… P 3/89
 議案第13号 四日市市立学校文書取扱規程の一部改正について…………… P 27/89
- 議案第14号 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議について
 ……………… P 30/89
- 議案第15号 四日市市教育委員会事務局処務規則の一部改正について… P 35/89
 議案第16号 四日市市教育委員会教育長所管事務専決規程の一部改正について
 ……………… P 40/89
- 議案第17号 四日市市みんなのブカツ推進室の設置に関する規則の制定について
 ……………… P 44/89
- 議案第18号 四日市市英語指導員任用規則の一部改正について…………… P 46/89
 議案第19号 四日市市立小中学校管理規則の一部改正について…………… P 51/89
- 議案第20号 四日市市立博物館条例施行規則の一部改正について…………… 別冊
 議案第21号 四日市市少年自然の家条例施行規則の一部改正について…………… 別冊
 議案第22号 四日市市水沢市民広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部
 改正について…………… 別冊
 議案第23号 四日市市教育委員会における申請書等の押印の取扱いの特例に関する
 規則の一部改正について…………… 別冊

○報 告

令和7年2月定例月議会の経過について…………… P 54/89

本市におけるいじめ事案について…………… 別冊

議案第12号

四日市市立幼稚園管理規則の一部改正について

四日市市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和7年3月21日提出

四日市市教育長 廣 瀬 琢 也

四日市市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則

四日市市立幼稚園管理規則（平成13年四日市市教委規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 総則（第1条・第2条）	第1章 総則（第1条）
第2章 <u>開園時間</u> 、学期、休業日及び振替保育（第3条—第6条）	第2章 学期、休業日及び振替保育（第2条—第4条）
第3章 教育・ <u>保育活動</u> （第7条・第8条）	第3章 教育活動（第5条・第6条）
第4章 <u>園児</u> （第9条—第17条）	第4章 <u>幼児</u> （第7条—第16条）
第5章 職員（第18条—第22条）	第5章 職員（第17条—第22条）
第6章 組織（第23条—第27条）	第6章 組織（第23条—第25条の2）

第7章 幼稚園施設等の管理（第28条—第31条）

第8章 職員及び園児の事故（第32条・第33条）

第9章 雑則（第34条）

第10章 補則（第35条・第36条）

附則

（目的）

第1条 この規則は、四日市市教育委員会（以下「委員会」という。）の所管する幼稚園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項に定める認定を受けた幼稚園（以下「幼稚園型こども園」という。）を含む。）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、幼稚園の管理運営の基本的事項に関し定め、もって円滑かつ適正な幼稚園運

第7章 幼稚園施設等の管理（第26条—第29条）

第8章 職員及び幼児の事故（第30条・第31条）

第9章 雑則（第32条・第33条）

第10章 補則（第34条）

附則

（目的）

第1条 この規則は、四日市市教育委員会（以下「委員会」という。）の所管する幼稚園（以下「幼稚園」という。）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、幼稚園の管理運営の基本的事項に関し定め、もって円滑かつ適正な幼稚園運営に資することを目的とする。

営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 園児 幼稚園に在籍する子どもをいう。

(2) 教育認定子ども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1号に規定する小学校就学前子どもの区分で法第20条第1項の規定により認定される者をいう。

(3) 2号認定子ども 法第19条第2号に規定する小学校就学前子どもの区分で法第20条第1項の規定により認定される者をいう。

(4) 保育標準時間認定子ども 2号認定子どものうち、四日市市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年四日市市規則第53号）第6条に規定する保育標準時間の区分により保育必要量の認定を受けるものをいう。

(5) 保育短時間認定子ども 2号認定子どものうち、四日市市子ども・子育て支援法施行細則第6条に規定する保育短時間の区分により保育必要量の認定を受けるものをいう。

第2章 開園時間、学期、休業日及び振替保育

(開園時間)

第3条 幼稚園型こども園を除く幼稚園の開園時間は午前8時30分から午後2時30分までとする。

2 幼稚園型こども園の開園時間は午前7時から午後6時までとする。

(教育及び保育時間)

第4条 幼稚園の1日の教育認定子どもに係る教育の時間は、午前8時30分から午後2時30分までの時間を標準とする。

2 幼稚園型こども園の1日の2号認定子どもに係る教育及び保育の時間は、前項に規定する教育の時間を含み、8時間を原則とする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる2号認定子どもの1日の保育は、当該各号に定める時間の範囲内で行うものとする。

(1) 保育標準時間認定子ども 前条に規定する幼稚園型こども園の開園時間

(2) 保育短時間認定子ども 午前8時30分から午後4時30分までの時間

第2章 学期、休業日及び振替保育

(学年、学期及び休業日)

第5条 幼稚園の教育認定子どもに係る
学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 幼稚園の教育認定子どもに係る学期
は、次の3学期とする。

(1)から(3)まで (略)

3 幼稚園の教育認定子どもに係る休業日
は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日

(2) 週休日

(3) 学年始休業日 4月1日から4月6日まで

(4) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで

(5) 冬季休業日 12月24日から翌年1月7日まで

(6) 学年末休業日 3月26日から3月31日まで

(7) その他委員会の必要と認める日

(8) 前各号に定めるもののほか、園長が特に休業を必要と認め委員会の承認を得た日

4 幼稚園の2号認定子どもに係る休業日
は、次の各号に掲げるとおりとする。

(学年及び学期)

第2条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学期は、次の3学期とする。

(1)から(3)まで (略)

- (1) 国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178条）に規定する日
- (2) 日曜日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで

（保育の変更）

第6条 （略）

（休業日）

第3条 保育を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
- (2) 週休日
- (3) 学年始休業日 4月1日から4月6日まで
- (4) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- (5) 冬季休業日 12月24日から翌年1月7日まで
- (6) 学年末休業日 3月26日から3月31日まで
- (7) その他委員会の必要と認める日
- (8) 前各号に定めるもののほか、園長が特に休業を必要と認め委員会の承認を得た日

（保育の変更）

第4条 （略）

第3章 教育・保育活動

(教育課程)

第7条 園長は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第1号）及び文部科学大臣が定める幼稚園教育要領に従うとともに、委員会が定める学校教育指導方針により、各幼稚園の園児及び地域の実態等を踏まえて、毎年実施する教育課程を編成し、毎年4月末日までに委員会に届け出なければならない。

(行事等の届出)

第8条 (略)

第4章 園児

(入園資格)

第9条 幼稚園に入園することのできる者は、保護者が本市に居住する教育認定子ども（小学校就学の始期前3年から小学校就学の始期に達するまでの子どもに限る。）及び2号認定子どもとする。ただし、教育認定子どものうち入園する年度の4月1日における年齢が3歳の子ども及び2号認定子どもの受入れは幼稚園型こども園に限るものとする。

第3章 教育活動

(教育課程)

第5条 園長は、文部科学大臣が定める幼稚園教育要領に従うとともに、委員会が定める学校教育指導方針により、各幼稚園の幼児及び地域の実態等を踏まえて、毎年実施する教育課程を編成し、毎年4月末日までに委員会に届け出なければならない。

(行事等の届出)

第6条 (略)

第4章 幼児

(入園資格)

第7条 幼稚園に入園することのできる者は、保護者が本市に居住する満4歳（その年の4月1日における年齢をいう。）から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

(入園の手続及び決定)

第 1 0 条 教育認定子どもを幼稚園に入園させようとする保護者は、幼稚園・認定こども園教育認定入園申込書 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書（第 1 号様式）を入園を希望する幼稚園を經由して委員会に提出しなければならない。

2 教育認定子どもの入園申込者の数が募集人数を超えたときは、抽選による選考その他委員会があらかじめ定める方法により決定するものとする。

3 委員会は、教育認定子どもの幼稚園の入園者を決定したときは、当該保護者に対し、入園承諾書（教育認定）（第 2 号様式）により通知するものとする。

4 2号認定子どもの幼稚園型こども園の入園手続き及び入園の決定は、四日市市保育所等入所に関する規則（平成 2 6 年四日市市規則第 5 0 号）に規定する保育所等の入所に係る手続及び入所の決定の例によるものとする。

(休園、退園等手続)

第 1 1 条 園児を休園、退園又は転園さ

(入園手続)

第 8 条 幼稚園への入園を希望する保護者は、幼稚園・認定こども園教育認定入園申込書 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書（第 1 号様式）を入園を希望する幼稚園を經由して委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、入園の許可又は不許可について決定したときは、保護者に対し、入園許可（不許可）決定通知書（第 2 号様式）により通知するものとする。

(退園手続)

第 9 条 幼児を退園させようとする保護

せようとする保護者は、その理由を記して幼稚園を經由して、委員会に届け出なければならない。

(収容定員)

第 1 2 条 幼稚園の定員は、別表のとおりとする。

(1 学級の園児数)

第 1 3 条 1 学級の園児数は、原則として 3 5 人以下とする。

(指導要録)

第 1 4 条 園長は、当該幼稚園に在園する園児の指導要録を作成しなければならない。

(出席簿)

第 1 5 条 園長は、当該幼稚園に在園する園児の出席簿を作成し、常にその出席状況を明らかにしなければならない。

者は、退園届（第 3 号様式）を幼稚園を經由して、委員会に届け出なければならない。

(収容定員)

第 1 0 条 幼稚園の定員は、別にこれを定める。

(1 学級の幼児数)

第 1 1 条 1 学級の幼児数は、原則として 3 5 人以下とする。

(指導要録)

第 1 2 条 園長は、当該幼稚園に在園する幼児の指導要録（第 4 号様式）を作成しなければならない。

(出席簿)

第 1 3 条 園長は、当該幼稚園に在園する幼児の出席簿（第 5 号様式）を作成し、常にその出席状況を明らかにしなければならない。

（月末統計表）

第 1 4 条 園長は、月末統計表（第 6 号様式）を作成し、翌月 5 日までに委員会

(修了証書の授与)

第16条 園長は、幼稚園における所定の課程を修了したと認めた園児に対し、修了証書を授与するものとする。

(保育料等の納付)

第17条 園児の保護者又は扶養義務者は四日市市立幼稚園条例（昭和28年四日市市条例第25号）第4条の保育料及び四日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成第26年四日市市条例第37号）第13条第4項に規定する費用の額を納付しなければならない。

(職員及び職務の内容)

第18条 幼稚園に、園長、教諭及び用務員を置く。

2 幼稚園に、前項に規定するもののほか、副園長、主任教諭及び講師を置くことができる。

3 幼稚園型こども園を除く幼稚園で園

に報告しなければならない。

(修了証書)

第15条 園長は、幼稚園における所定の課程を修了したと認めた幼児に対し、修了証書（第7号様式）を授与しなければならない。

(幼稚園保育料の納付)

第16条 幼稚園に在園する幼児の保護者は、毎月末日（12月は25日とする。）までに、その月分の幼稚園保育料を納付しなければならない。

(職員)

第17条 幼稚園に、園長及び教諭を置く。

児の教育に直接従事する職員の数は、幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）第5条に規定する職員の数を満たすものとする。

4 幼稚園型こども園で園児の教育・保育に直接従事する職員の数は、三重県保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例（平成18年三重県条例第68号）第3条第1項に規定する職員の数を満たすものとする。

5 （略）

2 （略）

6 副園長は、園長を助け、園長の命を受けて園務をつかさどる。

7 副園長は、園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う。

8 主任教諭は、園長及び副園長を助け、園児の教育（幼稚園型こども園の場合は教育・保育）をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育・保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

9 教諭は、園児の教育（幼稚園型こども園の場合は教育・保育）をつかさどる。

3 教諭は、幼児の教育をつかさどる。

10 用務員は、幼稚園の環境の整備そ

の他の用務に従事する。

1 1 講師は、教諭に準ずる職務に従事する。

【別記 1 参照】

(園長の所掌事務)

第 2 4 条 園長は、法令に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

(1) 教育計画 (幼稚園型こども園の場合は教育・保育計画) を樹立すること。

(2) 及び (3) (略)

(4) 園児及び職員の保健及び安全に関すること。

(5) から (9) まで (略)

(事務の専決)

第 2 5 条 園長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、上司の決裁を受けるものとする。

(1) 職員の市内出張命令に関するこ

第 1 8 条 前条に定めるもののほか、必要により次の常勤職員を幼稚園に置くことができる。

【別記 1 参照】

(園長の所掌事務)

第 2 4 条 園長は、法令に定めるもののほか、次の事項を行うものとする。

(1) 教育計画を樹立すること。

(2) 及び (3) (略)

(4) 幼児及び職員の保健及び安全に関すること。

(5) から (9) まで (略)

と。

(2) 職員の休暇、欠勤等に関するこ
と。

(3) 職員の時間外勤務命令、休日勤務
命令並びに勤務時間等の振替及び変
更に関すること。

(4) 1件10万円未満の物品の購入、
印刷の発注並びに施設及び備品の修
繕に係る発注に関すること。

(5) 感染症等による登園停止及び解除
に関すること。

(6) 定例の報告に関すること。

(7) 前各号に準ずる軽易な事務の処理
に関すること。

(職員会議)

第26条 (略)

(幼稚園自己評価)

第27条 園長は、当該幼稚園の教育活
動(幼稚園型こども園の場合は教育・保
育活動)その他の園運営の状況について
自己評価を行い、その結果を公表するも
のとする。

2及び3 (略)

(施設設備の管理及び意見の申出)

第28条 (略)

(職員会議)

第25条 (略)

(幼稚園自己評価)

第25条の2 園長は、当該幼稚園の教
育活動その他の園運営の状況について自
己評価を行い、その結果を公表するもの
とする。

2及び3 (略)

(施設設備の管理及び意見の申出)

第26条 (略)

(施設及び設備の貸与)

第29条 園長は、幼稚園の教育上(幼稚園型こども園の場合は教育・保育活動上)支障がなく、その使用が1日で使用目的が社会教育その他公共のためであると認めるときには、幼稚園の施設及び設備を使用させることができる。ただし、特別の場合には、あらかじめ委員会の承認を得なければならない。

(消防計画等)

第30条 (略)

2 (略)

3 園長は、前項に規定する消防計画に基づき、非常災害その他緊急の事態に備えて、園児の避難及び管理その他職員のとるべき処置等を訓練しなければならない。

(き損亡失の報告)

第31条 (略)

第8章 職員及び園児の事故

(伝染病発生の処置)

第32条 園長は、職員、園児又はその

(施設及び設備の貸与)

第27条 園長は、幼稚園の教育上支障がなく、その使用が1日で使用目的が社会教育その他公共のためであると認めるときには、幼稚園の施設及び設備を使用させることができる。ただし、特別の場合には、あらかじめ委員会の承認を得なければならない。

(消防計画等)

第28条 (略)

2 (略)

3 園長は、前項に規定する消防計画に基づき、非常災害その他緊急の事態に備えて、幼児の避難及び管理その他職員のとるべき処置等を訓練しなければならない。

(き損亡失の報告)

第29条 (略)

第8章 職員及び幼児の事故

(伝染病発生の処置)

第30条 園長は、職員、幼児又はその

同居者中に、学校保健法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第19条に定める第1種、第2種又は第3種の疾病が発生したときは、速やかに委員会に報告しなければならない。

2 園長は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定により、園児の出席を停止させることができる。職員及び園児が、前項に定める疾病にかかり、若しくはそのおそれのある場合において、園長が出勤停止又は出席停止を命じたときは、直ちにこれを委員会に報告しなければならない。これを解除したときも同様とする。

（事故等の届出）

第33条 園長は、職員及び園児に関し、著しい事故又は集団疾病が発生したときは、速やかに委員会に報告しなければならない。

（表簿）

第34条 幼稚園には、法令で定めるもののほか、次の各号に掲げる表簿を備えなければならない。

(1)から(5)まで（略）

同居者中に、学校保健法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第19条に定める第1種、第2種又は第3種の疾病が発生したときは、速やかに委員会に報告しなければならない。

2 職員及び幼児が、前項に定める疾病にかかり、若しくはそのおそれのある場合において、園長が出勤停止又は出席停止を命じたときは、直ちにこれを委員会に報告しなければならない。これを解除したときも同様とする。

（事故等の届出）

第31条 園長は、職員及び幼児に関し、著しい事故又は集団疾病が発生したときは、速やかに委員会に報告しなければならない。

（表簿）

第32条 幼稚園には、法令で定めるもののほか、次の表簿を備えなければならない。

(1)から(5)まで（略）

(6) (略)

(7) (略)

(8) 前各号に掲げるもののほか、公文書綴

2 及び 3 (略)

(子育て支援事業)

第 3 5 条 幼稚園型こども園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 条第 1 2 項に規定する子育て支援事業を行うものとする。

(委任)

第 3 6 条 (略)

別表（第 1 2 条関係）

【別記 2 参照】

第 1 号様式

(略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) その他公文書綴

2 及び 3 (略)

(3 歳児保育)

第 3 3 条 3 歳児保育については、第 8 条及び第 1 2 条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

(委任)

第 3 4 条 (略)

第 1 号様式

(略)

第2号様式

(略)

第2号様式

(略)

第3号様式

(略)

第4号様式

(略)

第5号様式

(略)

第6号様式

(略)

第7号様式

(略)

【別記1】

改正後

改正前	
<u>職種</u>	<u>職務</u>
講師	教諭に準ずる職務に従事する。
用務員	幼稚園の環境の整備その他の用務に従事する。

【別記2】

改正後	
別表（12条関係）	
施設名	定員（人）
四日市市立幼稚園型認定こども園海蔵幼稚園	53
四日市市立幼稚園型認定こども園泊山幼稚園	67
四日市市立幼稚園型認定こども園内部幼稚園	53
四日市市立三重幼稚園	70
四日市市立幼稚園型認定こども園羽津幼稚園	50
四日市市立大矢知幼稚園	70
四日市市立幼稚園型認定こども園常磐中央幼稚園	56
四日市市立幼稚園型認定こども園笹川中央幼稚園	55

改正前

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第10条関係）

年度
幼稚園・認定こども園 教育認定 入園申込書
施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書

整理番号

四日市市長
 四日市市教育委員会 宛

年 月 日

次のとおり幼稚園・認定こども園（教育認定）への入園を申し込みます。
 次のとおり施設型給付費・地域型保育給付費にかかる教育・保育給付認定を申請します。
 なお、四日市市が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報（同一住所の者を含む。）及び世帯情報等を閲覧すること（マイナンバー制度による情報連携を含む。）、生活保護受給状況、児童扶養手当に関する情報を閲覧することに同意します。また、特定教育・保育施設等に対して必要に応じ情報提供することに同意します。
 上記に加え、保育料や園児給食代金を滞納した場合、四日市市職員が自宅及び勤務先へ電話又は訪問、勤務先への給与照会、金融機関等への財産調査及び差押等滞納処分を行うことに同意します。

〒

保護者住所 四日市市

TEL 自宅

※現時点で市外在住の方

(転入予定日)

父携帯

代表保護者名

母携帯

年1月1日時点で、住民票が当市以外の方はその市町村名を記入してください（ ）

年1月1日時点で、住民票が当市以外の方はその市町村名を記入してください（ ）

申請児童	氏名（フリガナ）	歳児	生年月日	性別	申請児童は第三子以降に該当しますか
	()		年 月 日	男・女	

次の①から⑤について記入してください

①世帯の状況 ※申請児童以外を記入してください

	氏名	児童との続柄	生年月日	勤務先・学校等	備考
世帯構成員			・		
			・		
			・		
			・		
			・		
			・		

②利用を希望する期間、希望する施設（事業所名） ※希望する施設を1園のみ記入してください

利用を希望する期間	利用を希望する幼稚園・認定こども園名
希望する期間に✓を入れてください 年 月 日から	
<input type="checkbox"/> 小学校就学前まで <input type="checkbox"/> 年 月 日まで	

児童氏名	
------	--

③家庭の状況等について

家庭の状況	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭	<input type="checkbox"/> 左記以外
生活保護の状況	<input type="checkbox"/> 適用なし	<input type="checkbox"/> 適用あり (年 月 日保護開始)
父方	祖父	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 別居 (住所)
	祖母	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 別居 (住所)
母方	祖父	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 別居 (住所)
	祖母	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 別居 (住所)

④送迎について

送迎方法	送迎人
<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車 <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> その他 ()

⑤申請児童の健康状態等について ※安全に保育するにあたって大切な情報のため、詳細に記入してください

発育歴	出生体重()g 在胎週数()週 首すわり()カ月 おすわり()カ月 歩き始め()カ月 ワンワン、ママ、ブーブーなどの片言を話す ()歳 ()カ月
健診時の指摘等	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (4か月・10か月・1歳6か月・3歳児) 健診の時
健診時の指摘等内容や発育発達面で気になること	<input type="checkbox"/> 発育 (身長・体重の伸び等:) <input type="checkbox"/> 発達 (歩けない等:) <input type="checkbox"/> ことば (発語がない・言葉が増えない等:) <input type="checkbox"/> 行動 (落ち着きがない・人や物に関心を示さない・目が合いにくい・その他) <input type="checkbox"/> 発達等の相談をしたことがある (相談施設名)
病歴	過去にかかった病気: <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 現在治療中の病気 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 病名 () 医療機関 () <input type="checkbox"/> 心臓病 () <input type="checkbox"/> 呼吸器の病気: 酸素吸入・喘息 () <input type="checkbox"/> ひきつけ: 熱性けいれん・てんかん・ () <input type="checkbox"/> その他 ()
食物アレルギー	<input type="checkbox"/> 無 { <input type="checkbox"/> 卵 <input type="checkbox"/> 乳・乳製品 <input type="checkbox"/> 小麦 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 有 { 医療機関 () <input type="checkbox"/> 過去にアレルギー有 (現在は問題なし) <input type="checkbox"/> 未摂取のため不明

※施設の自由記述欄

--

四日市市記入欄	標	短	1号・2号・3号
---------	---	---	----------

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第10条関係）

様

年 月 日

四日市市教育委員会

入園承諾書（教育認定）

申込みのありました への入園について次のとおり承諾いたします。

入園する児童の氏名 ・ 認定者番号 及び生年月日	
入園する幼稚園の 名称及び所在地	
保育の実施期間	年 月 日から 年 月 日
保育料の月額及び 納入方法	
<p>この決定に不服があるときは、この通知を受けた翌日から起算して3か月以内に四日市市教育委員会に対して、審査請求をすることができます。</p> <p>この決定の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表するものは四日市市教育委員会となります）、提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して、3か月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の四日市市立幼稚園管理規則第10条の規定による幼稚園の入園に関し必要な行為は、この規則の施行の前においても、同条の規定の例により行うことができる。

(こども未来部保育幼稚園課)

<議案参考資料>

議案第12号 四日市市立幼稚園管理規則の一部改正について

1 改正の背景

幼稚園6園が令和7年度から幼稚園型こども園へ移行することに伴い、幼稚園型こども園について定める必要があることから、四日市市立幼稚園管理規則の一部改正を行う。また、同時に改正予定である四日市市立こども園管理規則との整合を図る。

2 改正の内容

(1) 幼稚園型こども園に関する定めを追加する。

- ①幼稚園に幼稚園型こども園が含まれることを定める。
- ②各用語の定義を定める（「園児」「教育認定子ども」「2号認定子ども」等）。
- ③幼稚園型こども園とそれ以外の幼稚園の開園時間を定める。
- ④教育及び保育時間について、認定毎の時間を定める。
- ⑤2号認定こどもの休業日を定める。
- ⑥教育課程編成の基礎となるものとして、幼保連携型認定こども園教育保育要領を追加。
- ⑦教育認定子ども及び2号認定子どもの入園資格について定める。
- ⑧教育認定子ども及び2号認定子どもの選考方法について改めて定める（現条例では教育認定子どもについても規定なし）。
- ⑨幼稚園型こども園の場合の教育・保育に関することについて定める（計画、活動等）。
- ⑩幼稚園型こども園における子育て支援事業の実施について定める。

(2) 四日市市立こども園管理規則と内容や文言の統一化を図る。

- ①乳幼児、乳児を園児に統一。
- ②教育認定子どもの休業日の規定を学年及び学期と同じ条に移動。
- ③教育認定子どもの入園決定通知について、様式を統一。
- ④休園及び転園の手続きについて定める。
- ⑤保育料について、「四日市市立幼稚園条例」及び「四日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例」に定める額を納付することを定める。
- ⑥職員及び職務の内容について、書きぶりを統一。
- ⑦伝染病発生の措置について、「学校保健安全法」に基づく出席停止措置について定める。
- ⑧第1号様式について、条ずれにより（第8条関係）を（第10条関係）に訂正する。

⑨第2号様式について、教育委員会宛とした四日市市立こども園条例と同様の様式に変更。

⑩第3号様式から第7号様式を削る。

(3) 月末統計表について、作成の必要がないことから条文を削る。

(4) 令和6年度監査において園長の専決事項の定めがないことについて指摘を受けたため、管理規則に定める。

(5) 3歳児保育について、別に定める必要がないため条文を削る。

(6) 各幼稚園の定員について、現状は別に定められているが定めがないため、別表を追加。

3 施行期日

令和7年4月1日

議案第13号

四日市市立学校文書取扱規程の一部改正について

四日市市立学校文書取扱規程の一部を改正する規程を次のように定めるものとする。

令和7年3月21日提出

四日市市教育長 廣 瀬 琢 也

四日市市立学校文書取扱規程の一部を改正する規程

四日市市立学校文書取扱規程（平成15年四日市市教委訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正後		
別表（第7条関係）		
文書の記号		
	学校（幼稚園）名	記号
小学校	（略）	（略）
中学校	（略）	（略）
幼稚園	<u>幼稚園型認定こども園 海蔵幼稚園</u>	海蔵幼
	<u>幼稚園型認定こども園 泊山幼稚園</u>	泊山幼
	<u>幼稚園型認定こども園 内部幼稚園</u>	内部幼
	三重幼稚園	三重幼
	<u>幼稚園型認定こども園 羽津幼稚園</u>	羽津幼
	大矢知幼稚園	大矢知幼
	<u>幼稚園型認定こども園 常磐中央幼稚園</u>	常中幼
	<u>幼稚園型認定こども園 笹川中央幼稚園</u>	笹中幼

改正前		
別表（第7条関係）		
文書の記号		
	学校（幼稚園）名	記号
小学校	(略)	(略)
中学校	(略)	(略)
幼稚園	<u>四日市幼稚園</u>	<u>四日幼</u>
	<u>富田幼稚園</u>	<u>富田幼</u>
	<u>海蔵幼稚園</u>	<u>海蔵幼</u>
	<u>泊山幼稚園</u>	<u>泊山幼</u>
	<u>内部幼稚園</u>	<u>内部幼</u>
	<u>川島幼稚園</u>	<u>川島幼</u>
	<u>三重幼稚園</u>	<u>三重幼</u>
	<u>下野幼稚園</u>	<u>下野幼</u>
	<u>羽津幼稚園</u>	<u>羽津幼</u>
	<u>富洲原幼稚園</u>	<u>富洲原幼</u>
	<u>大矢知幼稚園</u>	<u>大矢知幼</u>
	<u>八郷中央幼稚園</u>	<u>八中幼</u>
	<u>桜幼稚園</u>	<u>桜幼</u>
	<u>常磐中央幼稚園</u>	<u>常中幼</u>
	<u>笹川中央幼稚園</u>	<u>笹中幼</u>
<u>三重西幼稚園</u>	<u>三西幼</u>	

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(教育委員会学校教育課)

<議案参考資料>

議案第13号 四日市市立学校文書取扱規程の一部改正について

1 改正の背景

令和7年4月1日から海蔵幼稚園、泊山幼稚園、内部幼稚園、羽津幼稚園、常磐中央幼稚園、笹川中央幼稚園が幼稚園型認定こども園に移行されることから、文書の記号表を改正するため、四日市市立学校文書取扱規程の一部を改正する。

併せて、令和6年度末に閉園する四日市幼稚園、下野幼稚園、富洲原幼稚園、令和5年度末に閉園した富田幼稚園、川島幼稚園、八郷中央幼稚園、三重西幼稚園及び令和4年度末に閉園した桜幼稚園を削除するものである。

2 施行期日

令和7年4月1日から施行

議案第14号

教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議について

教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行の範囲を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により、市長と協議する必要があるため、次のとおり提出する。

令和7年3月21日提出

四日市市教育長 廣瀬 琢也

案

教 総 第 号

令和 年 月 日

四日市市長 森 智広 様

四日市市教育委員会

教育委員会の権限に属する事務の補助執行について（協議）

みだしの件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、下記の事項に関する協議を申し込みます。

記

- 1 令和7年4月1日から、幼稚園型認定こども園に関する事務の一部を、市長部局職員をして補助執行させる件

以上

(参考)

教育委員会事務の補助執行に関する規則の一部改正について

教育委員会事務の補助執行に関する規則（平成17年四日市市教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	
別表（2条関係）	
補助執行に係る事務	補助執行させる職員
(略)	
<p>市立幼稚園（<u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項に定める認定を受けた幼稚園を含む。以下同じ。</u>）の設置及び廃止に関する事務</p> <p>市立幼稚園の運営管理に関する事務</p> <p>教育財産（幼稚園）の取得及び管理に関する事務</p> <p>市立幼稚園職員（用務員）の任用に関する事務</p> <p>市立幼稚園の園医、園歯科医及び園薬剤師に関する事務</p> <p>市立幼稚園の就園に関する事務</p> <p>市立幼稚園の給食に関する事務</p> <p>市立幼稚園教育の指導助言、教育課程、生徒指導に関する事務</p> <p>市立幼稚園の整備及び補修に関する事務</p> <p>市立幼稚園職員（用務員）の研修に関する事務</p> <p>市立幼稚園職員及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関する事務（公立学校共</p>	副市長、こども未来部長、こども未来部保育幼稚園課の職員

済に関する事務を除く。) 独立行政法人日本スポーツ振興センター に関する事務 学校保健会の育成助言に関する事務 市立幼稚園の保健衛生に関する事務 幼稚園教育に係る調査及び統計に関する 事務	
(略)	

改正前	
別表（2条関係）	
補助執行に係る事務	補助執行させる職員
(略)	
市立幼稚園の設置及び廃止に関する事務 市立幼稚園の運営管理に関する事務 教育財産（幼稚園）の取得及び管理に関する事務 市立幼稚園職員（用務員）の任用に関する事務 市立幼稚園の園医、園歯科医及び園薬剤師に関する事務 市立幼稚園の就園に関する事務 市立幼稚園の給食に関する事務 市立幼稚園教育の指導助言、教育課程、生徒指導に関する事務 市立幼稚園の整備及び補修に関する事務 市立幼稚園職員（用務員）の研修に関する事務 市立幼稚園職員及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関する事務（公立学校共	副市長、こども未来部長、こども未来部保育幼稚園課の職員

済に関する事務を除く。) 独立行政法人日本スポーツ振興センター に関する事務 学校保健会の育成助言に関する事務 市立幼稚園の保健衛生に関する事務 幼稚園教育に係る調査及び統計に関する 事務	
(略)	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議案第15号

四日市市教育委員会事務局処務規則の一部改正について

四日市市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和7年3月21日提出

四日市市教育長 廣 瀬 琢 也

四日市市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

四日市市教育委員会事務局処務規則（昭和39年四日市市教委規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第4条 委員会事務局に副教育長及び教育監各1人並びに次の課及び係を置く。</p> <p>教育総務課 教育施設課 管理係 施設係 学校教育課 学事係 教職員係 保健給食係 人権・同和教育課</p> <p><u>教育推進課</u> <u>育ち支援課</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第4条 委員会事務局に副教育長及び教育監各1人並びに次の課及び係を置く。</p> <p>教育総務課 教育施設課 管理係 施設係 学校教育課 学事係 教職員係 保健給食係 人権・同和教育課 <u>指導課 指導第一係 指導第二係</u> <u>教育支援課</u></p>
<p>(事務分掌)</p> <p>第6条 副教育長、教育監、課及び係の事務分掌は次のとおりとする。</p> <p>副教育長 (略) 教育監 (略)</p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第6条 副教育長、教育監、課及び係の事務分掌は次のとおりとする。</p> <p>副教育長 (略) 教育監 (略)</p>

教育総務課 (略)
教育施設課 (略)
学校教育課 (略)
人権・同和教育課 (略)

教育総務課 (略)
教育施設課 (略)
学校教育課 (略)
人権・同和教育課 (略)

指導課

指導第一係、指導第二係

- (1) 学校教育の指導助言に関する
こと。
- (2) 教育課程に関すること。
- (3) 教科書その他教材の取扱に関
すること。
- (4) 教育指導に関する資料の作成
、刊行に関すること。
- (5) 生徒指導に係る指導助言に関
すること。
- (6) 生徒指導に係る調査及び報告
に関すること。
- (7) 児童、生徒の非行化防止事業
に関すること。
- (8) 生徒指導に係る相談業務に関
すること。
- (9) 生徒指導に係る事務の保護矯
正機関との連絡調整に関するこ
と。
- (10) 課の庶務に関すること。

教育支援課

- (1) 教育関係職員の研修に関するこ
と。
- (2) 教育用コンピュータ機器の整備
及び運用支援に関すること。
- (3) 教育課題に係る調査及び研究に
関すること。

- (4) 三泗教育研修運営委員会に関すること。
- (5) 就学支援及び特別支援教育に関すること。
- (6) 教育相談に関すること。
- (7) 不登校児童生徒の適応指導に関すること。
- (8) 四日市市立教育センター及び四日市市立視聴覚センターに関すること。
- (9) その他教育に関する調査及び研究並びに研修に関すること。
- (10) 登校サポートセンターに関すること。
- (11) 課の庶務に関すること。

教育推進課

- (1) 学校教育の指導助言に関すること。
- (2) 教育課程に関すること。
- (3) 教科書その他教材の取扱に関すること。
- (4) 教育指導に関する資料の作成、刊行に関すること。
- (5) 教育関係職員の研修に関すること。
- (6) 教育用コンピュータ機器の整備及び運用支援に関すること。
- (7) 教育課題に係る調査及び研究に関すること。
- (8) 三泗教育研修運営委員会に関すること。
- (9) 四日市市立教育センター及び四

日市市視聴覚センターに関するこ
と。

(10) みんなのブカツ推進室に関する
こと。

(11) その他教育に関する調査及び研
究並びに研修に関すること。

(12) 課の庶務に関すること。

育ち支援課

(1) 生徒指導に係る指導助言に関す
ること。

(2) 生徒指導に係る調査及び報告に
関すること。

(3) 児童、生徒の非行化防止事業に
関すること。

(4) 生徒指導に係る相談業務に関す
ること。

(5) 生徒指導に係る事務の保護矯正
機関との連絡調整に関すること。

(6) 就学支援及び特別支援教育に関
すること。

(7) 教育相談に関すること。

(8) 不登校児童生徒の適応指導に関
すること。

(9) 登校サポートセンターに関する
こと。

(10) 課の庶務に関すること。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(教育委員会教育総務課)

<議案参考資料>

議案第15号 四日市市教育委員会事務局処務規則の一部改正について

1 改正の背景

令和7年度組織・機構の見直しに伴い、指導課及び教育支援課が教育推進課及び育ち支援課に再編されること並びに教育推進課の中間組織としてみんなのブカツ推進室が設置されることによるものである。

2 改正の内容

- (1) 組織の規定において、指導課及び教育支援課を削除し、教育推進課及び育ち支援課を追加する。
- (2) 事務分掌の規定において、指導課及び教育支援課に関する部分を削除し、教育推進課及び育ち支援課の所管事務を整備、追加する。
- (3) (2)に関連して、みんなのブカツ推進室に関する事務は教育推進課の所管とする。

3 施行期日

令和7年4月1日

議案第16号

四日市市教育委員会教育長所管事務専決規程の一部改正について

四日市市教育委員会教育長所管事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定めるものとする。

令和7年3月21日提出

四日市市教育長 廣 瀬 琢 也

四日市市教育委員会教育長所管事務専決規程の一部を改正する規程

四日市市教育委員会教育長所管事務専決規程（昭和62年四日市市教委訓令第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(専決事項)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 教育監の専決する事項は、市専決規程別表第1に定める部長専決区分に掲げる事項のうち、次の各号に掲げる事務とする。</p> <p>(1) 学校教育課、人権・同和教育課、<u>教育推進課及び育ち支援課</u>の事務に関すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>別表（第4条関係）課長等専決事項</p> <p>教育総務課長 (略)</p> <p>教育施設課長 (略)</p> <p>学校教育課長 (略)</p> <p>博物館副館長 (略)</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 教育監の専決する事項は、市専決規程別表第1に定める部長専決区分に掲げる事項のうち、次の各号に掲げる事務とする。</p> <p>(1) 学校教育課、<u>指導課</u>、人権・同和教育課及び<u>教育支援課</u>の事務に関すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>別表（第4条関係）課長等専決事項</p> <p>教育総務課長 (略)</p> <p>教育施設課長 (略)</p> <p>学校教育課長 (略)</p> <p>博物館副館長 (略)</p> <p><u>指導課長</u></p> <p>(1) <u>簡易な学校行事の届出の処理</u></p>

人権・同和教育課長 (略)

教育推進課長

- (1) 簡易な学校行事の届出の処理
- (2) 泊を伴わない校外活動の届出の受理
- (3) 準教科書に関する承認
- (4) 補助教材の届出の処理
- (5) 教育関係職員に対する研修会の開催及び研修派遣に関すること。
- (6) 教育情報及び研究資料の刊行、収集、利用及び普及に関すること
-
- (7) 施設の管理に関すること。

育ち支援課長

- (1) 生徒指導に係る指導助言、調査及び相談業務に関すること。
- (2) 不登校児童生徒の適応指導に関すること。
- (3) 登校サポートセンターの管理に関すること。

図書館長 (略)

(2) 泊を伴わない校外活動の届出の受理

(3) 準教科書に関する承認

(4) 補助教材の届出の処理

人権・同和教育課長 (略)

教育支援課長

- (1) 教育関係職員に対する研修会の開催及び研修派遣に関すること。
- (2) 教育情報及び研究資料の刊行、収集、利用及び普及に関すること
-
- (3) 施設の管理に関すること。

図書館長 (略)

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(教育委員会教育総務課)

<議案参考資料>

議案第16号 四日市市教育委員会教育長所管事務専決規程の一部改正について

1 改正の背景

令和7年度組織・機構の見直しに伴い、指導課及び教育支援課が教育推進課及び育ち支援課に再編されることによるものである。

2 改正の内容

- (1) 専決事項の規定において、指導課及び教育支援課を削除し、教育推進課及び育ち支援課を追加する。
- (2) 別表（課長等専決事項）において、指導課長及び教育支援課長に関する部分を削除し、教育推進課長及び育ち支援課長の専決事務を整備、追加する。

3 施行期日

令和7年4月1日

議案第17号

四日市市みんなのブカツ推進室の設置に関する規則の制定について
四日市市みんなのブカツ推進室の設置に関する規則を次のように定めるものとする。

令和7年3月21日提出

四日市市教育長 廣瀬琢也

四日市市みんなのブカツ推進室の設置に関する規則

(設置)

第1条 休日部活動の地域クラブ活動への展開に関する事務を処理するため、四日市市みんなのブカツ推進室(以下「室」という。)を設置する。

(所管)

第2条 室は、教育推進課の所管とする。

(分掌事務)

第3条 室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 休日の部活動(運動・文化部活動)における地域展開に関すること。
- (2) 室の庶務に関すること。

(職員)

第4条 室に室長その他の職員を置く。

2 室長は、上司の命を受けて室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(専決)

第5条 室長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、上司の決裁を受けるものとする。

- (1) 職員の休暇及び欠勤に関すること。
- (2) 職員の時間外勤務命令、休日勤務命令並びに勤務時間等の振替及び変更に関すること。
- (3) 職員の市内及び市外出張命令並びに復命に関すること。
- (4) 定例の報告等に関すること。
- (5) 前各号に準ずる軽易な事務に関すること。

(室の処務)

第6条 室の処務については、この規則に定めるもののほか、四日市市教育委員会事務局処務規則(昭和39年四日市市教委規則第10号)によるものとする。

(補則)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(教育委員会指導課)

<議案参考資料>

議案第17号 四日市市みんなのブカツ推進室の設置に関する規則の制定について

1 制定の背景

令和7年度組織機構改革により、教育推進課内に「みんなのブカツ推進室」を設置することになり、それに必要な規程改正等を行うものである。

2 制定の内容

教育推進課内に「みんなのブカツ推進室」を設置する。

3 制定の目的

国の「休日の部活動（運動・文化部活動）における地域展開を進める」という方針を受けて、本市では令和5年度から7年度を改革推進期間とし、今まで学校で担ってきた休日の部活動を地域クラブ活動へ展開する準備を行っており、令和8年度12月を目途として完全移行させるため。

4 施行期日

令和7年4月1日

議案第18号

四日市市英語指導員任用規則の一部改正について

四日市市英語指導員任用規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和7年3月21日提出

四日市市教育長 廣瀬 琢也

四日市市英語指導員任用規則の一部を改正する規則

四日市市英語指導員任用規則（令和2年四日市市教委規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																				
<p>（職の設置及び職務）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（1）から（9）まで （略）</p> <p>（10）その他<u>教育推進課</u>又は校長が必要と認める職務</p> <p>3 英語指導員は、<u>教育推進課長</u>の指示に従って管下の学校を巡回し、特定の学校に駐在し、又は両者を組み合わせた方法で校長の指示を受け、職務を行う。</p> <p>（報酬及びその計算）</p> <p>第5条 英語指導員の報酬は、次の表に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">任用期間</th> <th style="text-align: center;">月額報酬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1年未満</td> <td style="text-align: center;"><u>350,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1年以上2年未満</td> <td style="text-align: center;"><u>360,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2年以上3年未満</td> <td style="text-align: center;"><u>370,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3年以上5年</td> <td style="text-align: center;"><u>375,000円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2から5まで （略）</p>	任用期間	月額報酬	1年未満	<u>350,000円</u>	1年以上2年未満	<u>360,000円</u>	2年以上3年未満	<u>370,000円</u>	3年以上5年	<u>375,000円</u>	<p>（職の設置及び職務）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（1）から（9）まで （略）</p> <p>（10）その他<u>指導課</u>又は校長が必要と認める職務</p> <p>3 英語指導員は、<u>指導課長</u>の指示に従って管下の学校を巡回し、特定の学校に駐在し、又は両者を組み合わせた方法で校長の指示を受け、職務を行う。</p> <p>（報酬及びその計算）</p> <p>第5条 英語指導員の報酬は、次の表に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">任用期間</th> <th style="text-align: center;">月額報酬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1年未満</td> <td style="text-align: center;"><u>300,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1年以上2年未満</td> <td style="text-align: center;"><u>310,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2年以上3年未満</td> <td style="text-align: center;"><u>335,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3年以上5年</td> <td style="text-align: center;"><u>340,000円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2から5まで （略）</p>	任用期間	月額報酬	1年未満	<u>300,000円</u>	1年以上2年未満	<u>310,000円</u>	2年以上3年未満	<u>335,000円</u>	3年以上5年	<u>340,000円</u>
任用期間	月額報酬																				
1年未満	<u>350,000円</u>																				
1年以上2年未満	<u>360,000円</u>																				
2年以上3年未満	<u>370,000円</u>																				
3年以上5年	<u>375,000円</u>																				
任用期間	月額報酬																				
1年未満	<u>300,000円</u>																				
1年以上2年未満	<u>310,000円</u>																				
2年以上3年未満	<u>335,000円</u>																				
3年以上5年	<u>340,000円</u>																				

(費用弁償等)

第7条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、本人の責によらない理由により後半任期満了前に帰国する場合で、特に教育推進課長がやむを得ないと認めるときは、費用を弁償することができる。

(勤務時間)

第10条 (略)

2 英語指導員の勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までの毎日午前8時30分から午後4時15分までとし、土曜日及び日曜日は週休日とする。ただし、勤務時間の途中で休憩時間45分(午後0時15分から午後1時までを原則として、教育推進課長が指定することができる。)を設けるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、教育推進課長は、英語指導員に対し、週休日に勤務することを指示することができる。この場合において、その週を含めて4週間以内に週休日の振替を行うこととし、当該4週間を平均して1週間につき35時間を超える勤務をさせないものとする。

4 (略)

5 第2項の規定にかかわらず、教育推進課長は、英語指導員に対し、その勤務時間又は休憩時間の変更を指示することができる。

(休日)

(費用弁償等)

第7条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、本人の責によらない理由により後半任期満了前に帰国する場合で、特に指導課長がやむを得ないと認めるときは、費用を弁償することができる。

(勤務時間)

第10条 (略)

2 英語指導員の勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までの毎日午前8時30分から午後4時15分までとし、土曜日及び日曜日は週休日とする。ただし、勤務時間の途中で休憩時間45分(午後0時15分から午後1時までを原則として、指導課長が指定することができる。)を設けるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、指導課長は、英語指導員に対し、週休日に勤務することを指示することができる。この場合において、その週を含めて4週間以内に週休日の振替を行うこととし、当該4週間を平均して1週間につき35時間を超える勤務をさせないものとする。

4 (略)

5 第2項の規定にかかわらず、指導課長は、英語指導員に対し、その勤務時間又は休憩時間の変更を指示することができる。

(休日)

第11条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、教育推進課長は、あらかじめ代休の付与をした上で、前項の休日に勤務を命ずることができる。

(年次休暇)

第12条 (略)

2 (略)

3 教育推進課長は、英語指導員から請求された時季に年次休暇を与えることが、事業の円滑な運営を妨げる場合には、他の時季にこれを与えることができる。

(特別休暇)

第14条 (略)

(1) から (19) まで (略)

(20) その他教育推進課長が特に必要と認めた場合

アからウまで (略)

(休暇及び休職の手続)

第33条 休暇を取得する場合において

は、予定日数(第14条第1項第20号の場合、予定日数及び取得理由)をあらかじめ教育推進課長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出なければならない。

2 病気又は負傷のため連続して3日を超える休暇を取得する場合及び休職の申請をする場合は、医師の診断書を教育推進課長に提出しなければならない。

第11条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、指導課長は、あらかじめ代休の付与をした上で、前項の休日に勤務を命ずることができる。

(年次休暇)

第12条 (略)

2 (略)

3 指導課長は、英語指導員から請求された時季に年次休暇を与えることが、事業の円滑な運営を妨げる場合には、他の時季にこれを与えることができる。

(特別休暇)

第14条 (略)

(1) から (19) まで (略)

(20) その他指導課長が特に必要と認めた場合

アからウまで (略)

(休暇及び休職の手続)

第33条 休暇を取得する場合において

は、予定日数(第14条第1項第20号の場合、予定日数及び取得理由)をあらかじめ指導課長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出なければならない。

2 病気又は負傷のため連続して3日を超える休暇を取得する場合及び休職の申請をする場合は、医師の診断書を指導課長に提出しなければならない。この

この場合において、教育推進課長は、必要と認めるときは、その指定する医師の診断を受けさせることがある。また、3日以内の休暇を取得する場合であっても、教育推進課長は、必要と認めるときは、診断書等の提出を求めることができる。

- 3 第29条第2項第2号による休職及び第32条第1項による勤務禁止の原因となる事実が生じた場合は、当該英語指導員は速やかにその事実を教育推進課長に届けなければならない。

この場合において、指導課長は、必要と認めるときは、その指定する医師の診断を受けさせることがある。また、3日以内の休暇を取得する場合であっても、指導課長は、必要と認めるときは、診断書等の提出を求めることができる。

- 3 第29条第2項第2号による休職及び第32条第1項による勤務禁止の原因となる事実が生じた場合は、当該英語指導員は速やかにその事実を指導課長に届けなければならない。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(教育委員会指導課)

<議案参考資料>

議案第18号 四日市市英語指導員任用規則の一部改正について

1 改正の背景

令和7年1月6日付の三省通知（総務省、外務省、文部科学省）「令和7年度JETプログラムの運用改善について（通知）」で、近年の民間の平均給与や地方公務員の給与等の動向、社会情勢の変化を踏まえ、JET参加者の年間報酬額が見直すよう通知が出た。その通知に伴い、一般財団法人自治体国際化協会よりJETプログラム参加者の報酬の見直し額が示され、それを参考に本市の英語指導員の任用規則を改正する必要が生じた。

2 改正の内容

第5条に定める月額報酬額を下記のとおり、改正する。

任用期間	月額報酬
1年未満	350,000円
1年以上2年未満	360,000円
2年以上3年未満	370,000円
3年以上5年	375,000円

3 施行期日

令和7年4月1日

議案第19号

四日市市立小中学校管理規則の一部改正について

四日市市立小中学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和7年3月21日提出

四日市市教育長 廣瀬琢也

四日市市立小中学校管理規則の一部を改正する規則

四日市市立小中学校管理規則（平成13年四日市市教委規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	
(その他の常勤職員)	
第19条 前条に定めるもののほか、必要により次の常勤職員を学校に置くことができる。	
職員	職務
(略)	
講師	教諭、 <u>栄養教諭</u> 又は助教諭に準ずる職務に従事する。
(略)	
2	(略)

改正前

(その他の常勤職員)

第19条 前条に定めるもののほか、必要により次の常勤職員を学校に置くことができる。

職員	職務
(略)	
講師	教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。
(略)	

2 (略)

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(教育委員会学校教育課)

< 議案参考資料 >

議案第 19 号 四日市市立小中学校管理規則の一部改正について

1 背景

三重県教育委員会は、三重県教育ビジョンの施策として栄養教諭を中核とした「食育の推進」を掲げており、これに基づき、本市においても食に関する指導、学校給食の充実に向けて取組を進めてきた。

近年では、学校給食における食物アレルギー対応の多様化により、給食管理業務が複雑化・煩雑化しており、それに伴う児童生徒への食に関する指導が、より一層重要になっている。

こうした状況をふまえ、三重県教育委員会においては、令和 7 年 4 月 1 日より、栄養教諭に準ずる職務に従事する講師を新設し、食育の推進を図ることとなった。

これに伴い、市町等教育委員会において、関係規定等を整備するよう通知があった。

2 改正内容

講師の職務について、以下のとおり変更する。

「教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する」を「教諭、栄養教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する」

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行

令和7年2月市議会 定例月議会 本会議審議等内容報告

四日市市教育委員会

令和7年2月議会(本会議)の質問質疑に対する答弁要旨

◎代表質問

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
田中 徹 (市民目線の会)	<p>○給食費の無償化について ①給食費の無償化について、国が行う前にできるだけ前倒しで行ってはどうか。</p>	<p>(市長) ①学校給食費は学校給食法第11条において、保護者負担とすると示されている一方で、文部科学省は学校設置者の判断により保護者負担の軽減を図ることは可能であるとの見解を示しており、令和6年6月に発表した学校給食に関する実態調査の結果では無償化している自治体は全体の約3割とされ、自治体によって実施の判断は分かれている。その後公表した課題の整理によると、児童生徒間の公平性や格差是正策としての妥当性等の課題が示された。本市としては令和7年度においても引き続き食材費の物価高騰分を公費負担することにより保護者負担を増やすことなく、栄養バランスや量を保った給食の実施をしていく。給食費の無償化は恒久的に多額の費用がかかるため、その意義や効果、実施期間などを慎重に判断する必要がある。課題について国も検討を続けているため、動向を注視し、他の自治体の取り組みや社会情勢、経済状況を勘案しながら検討していく。</p>
	<p>○文化部活動の地域展開について ①部活動の中には、運動部活動ばかりでなく文化部活動も実施されているのではないか。休日の部活動地域展開完全実施が令和8年度に予定されているが、文化部を含めた部活動の地域展開について、市はどのような方針で進めているのか。</p> <p>部活動により子どもが成長する姿はすばらしいと感じる。ぜひ文化部活動も推進してほしい。(意見)</p>	<p>(市長) ①少子化等に伴い、国が示したガイドラインなどを基に本市も部活動の地域展開を進めている。令和7年度は拠点型活動を16種目行う。文化・芸術活動も2種目で行う。今後、市は「みんなのブカツ推進室」を設置し、休日の部活動地域展開を進めていく。</p>

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
平野 貴之 (新風創志会)	<p>○居場所としての図書館</p> <p>①現在、若者の居場所づくりが社会的課題となっており、特に中高生の居場所がほとんどないという状況の中、複合施設としての新図書館建設によって、居場所としての機能を提供することができる。また、被災地において、図書館の交流スペースが貴重な居場所となり、地域コミュニティをつなぎとめる役割を果たしている。本市においては、いち早く時代にマッチした図書館の誕生が望まれるが、新図書館の居場所としての機能についてどのように考えるか。</p>	<p>(市長)</p> <p>①近年、新たに建設される図書館は、利用者ニーズの多様化に対応するため、交流スペースやイベントスペース等を備えた、居場所としての機能も持った複合施設としての図書館が主流となっている。一方、本市の図書館は、開館から50年が経過し、蔵書の増加に伴い閲覧スペース等が狭くなっていることもあり、居場所としての機能を十分に果たしているとは言えない。このような状況の中、本市では、若い世代や被災等の特殊な事情により行き場がない人達を含めた、あらゆる市民の居場所となるような滞在型図書館の整備を進めていくところである。また、「四日市市こども計画」の重点施策の一つであるこどもの居場所づくりという観点からも、中心市街地での新図書館整備は、重要な居場所の一つとなりえると考えている。令和5年度には、新図書館にふさわしい空間づくりや期待される機能等について広く市民の意見を取り入れるため6回のワークショップを開催し、若い世代を含めた方々からご意見をたくさん頂戴した。今までに頂戴した意見を可能な限り反映させながら、多様な空間を演出しつつ、来館される一人一人の時間や空間の使い方を尊重し、豊かな時間を過ごせる居心地のよい居場所となる図書館の早急な整備を目指していく。</p>
小田 あけみ (フューチャー 四日市)	<p>○不登校対策について</p> <p>①名古屋市の公立学校では自由進度学習を取り入れており、一斉学習だけではない多様な学びの在り方を取り入れることで不登校も減るのではないかと。今後の不登校対策の方向性はいかがか。</p>	<p>(市長)</p> <p>①本市の不登校対策は、「未然防止」と「多様な学びの場や居場所の確保」の両輪を大切に、進めているところである。多様な学びの例として、「自由進度学習」を挙げていただいたが、本市においても、「個別最適な学び」「協働的な学び」の実現をめざし、取り組みを進めている。他方、「多様な学びの場や居場所の確保」については、可能な限り、学びの場や居場所の選択肢を増やすことができるよう、校内ふれあい教室の拡充や登校サポートセンターの充実に努めている。不登校児童生徒の子どもたちの学ぶ権利がしっかりと保障され、将来の社会参画に向けたさまざまな環境整備が進むように、学校教育の充実を図っていきたいと考える。</p>

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
中川 雅晶 (公明党)	<p>○子育て世帯への新たな支援策について ①子育て世帯の経済的負担を減らすため、事業の見直しを徹底し、費用確保の上、他自治体で実施しているような、修学旅行費や林間学校、授業で使用するドリルや国語・漢字辞典などの補助教材の費用の完全無償化に取り組んではどうか。</p>	<p>(市長) ①本市においては、保護者負担を少しでも軽減できるように対策を講じており、一人一台タブレット端末によるAI型学習ドリルの活用により紙から電子への移行を進めることで保護者負担の軽減につながると考える。小学校5年生、中学校1年生で実施する自然教室にかかる宿泊費やバス代等について公費による負担を行っている。なお、経済的に困難な状況により生活保護や就学援助を受けている家庭には公費にて修学旅行費や学用品費を援助している。子育て支援は成長段階に応じて様々な施策の可能性があるため、限られた財源を有効活用し、今後も新たな施策を検討していく。</p>
	<p>○新教育プログラム ①探究的な学習を含めた子どもたちの未来を切り開く公教育改革を推進する必要があるのではないか。</p>	<p>(市長) ①予測困難な社会においては、未来を生きる子どもたちには、自ら人生を切り拓き、生き抜く力が求められる。本市の子どもたちが、こうした力を確実に身に付け、他者と助け合いながら未来を歩んでいけるようにするためにも、自ら課題を持ち、仲間と協働しながら課題を解決するような、探究的な姿勢を育成していくことが大切であると考えている。今後も本市の教育の方向性については保護者や地域の皆様に示していきたいと考える。</p>

令和7年2月議会(本会議)の質問質疑に対する答弁要旨

◎一般質問

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
辻 裕登 (新風創志会)	<p>○教員の負担軽減</p> <p>①本市の休日の部活動地域展開の概要と計画及びアンケート調査の結果を踏まえた現在の課題は何があるのか。</p> <p>②どのように指導者を確保するか、人材確保の見込みが立っているのか。</p> <p>③市職員から指導員を募集したり、補助員制度を導入したりできるか。</p> <p>④本市の教科担任制の現状についてどのようになっているのか。</p> <p>⑤教員の時間外労働時間と有給取得実績、またその現状についてどのように考えているのか。</p> <p>⑥本市のチーム担任制捉えと、検討状況はどのようなものか。</p>	<p>(教育長)</p> <p>①令和8年度に主要な大会やコンクールが終了した時点で休日の学校部活動を地域展開する旨を周知した。来年度においては拠点型活動が16種目で実施されたり、総合型地域スポーツクラブとの連携をさらに強化したりする。また、アンケート調査結果から保護者の費用負担等に不安の声も寄せられていることが分かった。</p> <p>②現在、協会・連盟と協力しながら指導者を確保している。また、三重県教育委員会事務局が立ち上げた「みえ地域クラブ活動人材バンク」を活用する方向である。人材確保については、令和7年度の活動が行われる目途がたっている。</p> <p>③市職員の公募と指導員としての任用にあたっては、法に抵触しないよう配慮しながら、進めていく。また補助員制度について、その役割や配置について検討する。</p> <p>④令和2年度から小学校2校を「教科担任制研究校」に指定し、小学校高学年における一部教科担任制について研究を行ってきた。現在は市内すべての小学校で一部教科担任制、学級担任間での交換授業を行っている。「教材研究の負担軽減につながった」という効果がある一方で、若手教員等の専門性を高めることも課題であるため、引き続き研修会等を行い教科担任制の充実を図っていく。</p> <p>⑤令和5年度のひと月あたりの平均時間外労働時間の年間平均は小学校教員で約30時間、中学校教員では約41時間となっており、年度初めの繁忙期と夏季休業期間では大きな差があることが特徴である。年々減少しているが依然として多いため、学校業務のDX化を推進し、業務の負担軽減を図り、教員が授業準備や生徒指導に集中できる環境づくりを進めている。また令和5年度の休暇取得日数の年間平均は小学校教員で約18日であり全体として一定の日数を取得している。長期休業期間中に学校閉校日を設定するなど休暇を取得しやすい環境づくりを行っており、長期休業期間を中心に教員が適切に休息を取り、心身の健康を保ちながら教育活動に専念できる環境を整備している。引き続き、より働きやすい環境を実現し教育の質の向上につながるよう継続的に努めていく。</p> <p>⑥チーム担任制の導入にあたり、県外への視察や、教育課程に関する研修会を行っている。今後においても、教員の教育課程の編成に対する理解を深め、チーム担任制、教科担任制を効果的に組み合わせ、各校の実態に合わせた形で導入を検討していく。</p>

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
<p data-bbox="124 1055 292 1122">谷口 周司 (新風創志会)</p>	<p data-bbox="331 203 879 360">○歯磨きの重要性について考える！！ ①令和元年6月定例会議会でも同じ内容の質問をしたが、依然として根本的解決に至っていない。そこで本市の小中学校のむし歯罹患率とその推移はどのような状況か。</p> <p data-bbox="331 734 879 958">②三重県の統計によると昼食後の歯磨き実施については、令和5年度の目標値として、小学校80%、中学校32%である。6年前の実績では当市の小学校8校で給食後の歯磨きに取り組んでいるとのことであった。そこで、本市の給食後の歯磨きの実施について現状どのような状況か。</p> <p data-bbox="331 1240 879 1496">③保育園や幼稚園等で昼食後の歯磨き習慣があったにもかかわらず、入学するとその習慣が途絶えてしまうことは残念である。6年前の答弁では全ての小学校で歯磨きに取り組むと言われた。他自治体でも工夫をして取り組む例もあることから、全市的に給食後の歯磨きを実施していくべきだと考えるが本市の見解はどうか。</p>	<p data-bbox="919 203 1473 680">(副教育長) ①令和6年度時点のむし歯罹患率について、小学生は約30%、5年前と比較すると13ポイント近く減少している。中学生は約29%、9ポイントの減少となっている。このことから6年間の傾向として罹患率は減少しており、口腔ケアが向上していることがわかる。全国平均や県内平均とで比較すると、小学生は令和3年度以降、両平均よりも良い結果が続いており、むし歯予防に対する取り組みの成果が表れていると認識している。中学生においては、令和6年度において県内平均よりも良い結果であるものの、全国平均には及ばなかったが、今後も取り組みを充実させることで小学校の成果を継続できるよう努めていく。</p> <p data-bbox="919 734 1473 1182">②6年前の答弁では平成30年度に年間を通じて全校で歯磨きに取り組んだ小学校が8校であると答弁している。令和5年度に年間を通じて全校で歯磨きを実施した小学校は5校、中学校は実施した学校はなかった。年度当初に新型コロナウイルス感染症が2類感染症に位置付けていたことから、年間計画に位置付けることが難しかったことが影響したものと考える。コロナ禍前の令和元年では小学校13校、中学校5校であったが、令和3年は飛沫感染防止の観点から実施できず、実施した学校はなかったことから、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けており、現状においてもコロナ禍前の水準に戻っていない。</p> <p data-bbox="919 1240 1473 1944">③給食後の歯磨きを安全に実施するには、多くの子ども達が手洗い場に集まる等課題がある。議員紹介の事例はそのような混雑を避けるため全校生徒が一斉に毎日実施するのではなく、グループ毎に実施月間を設ける工夫をしている。本市においても、同様の例はあり、その数も含めると、令和元年は小学校33校(89.2%)、中学校8校(36.4%)で実施した。令和5年では小学校12校(32.4%)、中学校4校(18.2%)にとどまっておりコロナ禍前の水準には戻っていないため、各校へ年間計画に位置付け積極的に取り組むよう通知した。むし歯予防は給食後の歯磨き以外にも家庭や学校歯科医と連携した様々な工夫を凝らした取り組みを実施している。これらの取り組みがむし歯の罹患率減少につながっていると考えられる。給食後の歯磨きは、限られた時間と環境の中で各校の実態や子どもの発達段階に応じた活動が必要であり、紹介いただいた例も参考にしながら、主体的に歯磨きを実施できることも達の姿を目指して取り組みを継続していく。</p>

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
<p>谷口 周司 (新風創志会)</p>	<p>④全市的に給食後の歯磨きに取り組むのか見解はいかがか。</p> <p>全市的に給食後の歯磨きに取り組まないとのことであるが、保護者は学校では給食後の歯磨きはできないと思っている方が多い。自主的に実施することもできるのであればその旨を保護者に通知すべきである。(要望)</p>	<p>④年間を通じた給食後の歯磨きを全市的に実施することは難しいため、様々な工夫やむし歯予防の取り組みを継続してく。5歳児で身についた習慣を継続させるためにも給食後の歯磨きを希望される場合は、各自において可能なため、ぜひ自主的に実施してほしい。</p>
<p>諸岡 覚 (新風創志会)</p>	<p>○猿 ①小中学校における猿が出没した際の指導及び啓発はどのようにしているのか。</p> <p>○万博 ①市内公立小中学校の校外学習等における大阪・関西万博への来場予定はどのようになっているのか。</p>	<p>(教育長)</p> <p>①小中学校では、登下校時の安全確保のため、日頃から複数で行動をとるように指示している。猿に遭遇した際の具体的な行動についても指導を行っている。また、猿の出没が多い学校においては、動物駆逐用煙火を使用できるよう備えている。猿の目撃情報があった場合、関連機関への情報共有とともに保護者等への周知を行っている。今後いっそう、児童生徒に指導していく。</p> <p>①令和6年12月、三重県雇用経済部大阪・関西万博プロジェクトチームが行ったチケット代支援に係る最終意向調査においては、市内公立中学校7校、約1300名の生徒が来場予定と回答している。「来場予定」と回答した中学校は、1年生から3年生の社会見学、3年生の修学旅行で来場する予定である。</p>

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
水谷 一未 (市民目線の会)	<p>○オーガニック給食について</p> <p>①オーガニック給食導入により、不登校の減少や学力向上等の効果が期待でき、栄養価が豊富で免疫力の向上も報告されている。また、伝統的な食を取り入れることで食育の充実にも寄与すると考える。そこで本市のオーガニック給食の導入についての見解と食育の取り組みについてはいかがか。</p> <p>②段階的にオーガニック食材を導入することは可能と考えるが、まずは調味料などから取り入れることはできないのか。</p> <p>価格等の課題があることは理解するが、他自治体でも取り組んでいることから、教育委員会と商工農水部が連携し、調査、研究をしていくよう要望する。(要望)</p>	<p>(副教育長)</p> <p>①有機農業で作られた農産物は有機JAS規格に適合した食品だけが有機食品として扱うことが認められており、これらを学校給食において利用するには、量の確保、価格、市内の生産者不足といった課題がある。現在、有機農産物は使用していないが、安全・安心な給食の提供を最優先に考え、化学的に合成された肥料や農薬の使用ができるだけ少ないものを選定しており、産地等を明確にし遺伝子組み換え食品は使用していない。栄養価については文部科学省が定めた基準に基づき栄養教諭が献立を作成している。また、食育については、学校給食を生きた教材として活用し栄養教諭や関係機関と連携した指導の充実を図り、地元で生産された食材に触れることで生産者の苦労や食の大切さを学び、感謝の気持ちをもつことができるよう取り組んでいる。</p> <p>②繰り返しになるが調味料においても価格や量の確保等の課題があるため学校給食に取り入れることは難しいと考える。</p>
荻須 智之 (政友クラブ)	<p>○こどもの居場所づくり事業について</p> <p>①「こどもの居場所づくり」などの取り組みに、学校の教室は柔軟に活用できるのか。また教育委員会として「こどもの居場所づくり」にどのように取り組んでいくのか。</p> <p>○朝明中学校PTAとコミュニティスクール運営協議会から出された要望書について</p> <p>①朝明中学校の登下校時の安全確保に関する要望書に記載されている「通学路の安全について」のアンケート結果について、前年度のアンケートよりも今年度のアンケートの方が信憑性が高い結果であるということに同意するか。</p> <p>②要望書およびアンケート結果を受けてどうするのか。調査費用の予算化を考えるのか。</p>	<p>(教育長)</p> <p>①学校施設について、学校教育に支障がない範囲内で、教室をはじめとする学校施設をこどもの居場所として活用していただく。地域による「こどもの居場所づくり」について、四日市版コミュニティスクールの活動を通して働きかけていく。</p> <p>(教育長)</p> <p>①特に大矢知郵便局前の通学路について尋ねている令和5年のアンケートと、広く通学路について訪ねている令和7年のアンケートを単純に比較することはできないが、アンケート結果を真摯に受け止めている。</p> <p>②要望を受けて、より安全に通学するための様々な可能性を、小中学校、各PTA、各コミュニティスクール運営協議会の方とともに、あらためて検討する。検討する中で、新たな対策が必要だと判断したものについては、予算の確保を検討する。</p>

令和7年2月議会 付託議案の質問質疑に対する答弁要旨

- ◎議案第127号 工事請負契約の締結について～川島小学校南校舎長寿命化改修ほか工事(2期工事)～
- ◎議案第128号 工事請負契約の締結について～県小学校南校舎長寿命化改修工事(1期工事)～
- ◎議案第129号 工事請負契約の締結について～羽津北小学校南校舎長寿命化改修工事(1期工事)～
- ◎議案第130号 工事請負契約の締結について～三重北小学校教室棟長寿命化改修工事(1期工事)～
- ◎議案第131号 工事請負契約の締結について～桜中学校管理教室棟長寿命化改修工事(1期工事)～
- ◎議案第132号 工事請負契約の締結について～楠中学校管理教室棟大規模改修工事(1期工事)～
- ◎議案第133号 動産の取得について～中学校教師用指導書543冊～
- ◎議案第134号 動産の取得について～中学校教師用指導書393冊～
- ◎議案第135号 動産の取得について～移動図書館車 1台～

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
<p>加納 康樹 (フューチャー 四日市)</p>	<p>○工事スケジュールについて ①議案第127号の川島小学校南校舎長寿命化改修工事について、川島小学校だけ解体が5月から行われるのは何故か。 ②工事のスケジュールの中で、「書類整理」の期間があるが、何をするのか。</p>	<p>(教育施設課長) ①川島小学校は工事ボリュームが多いためである。学校と施設利用者の安全対策について協議しながら進めていきたい。 ②工事検査を受けるための書類を整理する期間である。</p>
<p>山口 智也 (公明党)</p>	<p>○工事に伴う教育環境の確保について ①工事を夏休み中心に行うが、5～7月にも行う場合、学習環境に影響が出ないよう、配慮されているのか。課題はないのか。 ②工事の作業動線に子どもが入らないよう、どのような配慮がなされているか。 なるべく土日に工事を行うという事だが、授業のある日に工事を行う時は、騒音の面など、先生や子どもの意見を聞いた上で行って欲しい。(意見)</p>	<p>(教育施設課長) ①廊下に仮間仕切り等を設置するなど、安全対策を行っている。 ②設計の段階から、子ども達や来校者の安全管理を出来るよう、営繕工務課や学校とも協議している。</p>
<p>谷口 周司 (新風創志会)</p>	<p>○中学校教師用指導書の購入にかかる随意契約について ①こういった仕組みになっていることを知らなかったため資料により理解できた。三重県教科書特約供給所が権限をもっており、三重県中の教科書を取り扱っているとのことだが、どういう方がここで働いているのか。一般の方ではなく、教育や学校、教員のことがわかっている職員なのか。</p>	<p>(学校教育課長) ①主には書店の方というようなことを聞いているが、内訳がどういう風になっているかということは存じ上げていない。</p>

令和7年2月議会(予算常任委員会教育民生分科会)の質問質疑に対する答弁要旨

◎令和7年度当初予算

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
村上 暁 (共産党)	<p>○四日市市奨学金について</p> <p>①令和7年度の募集は50人だったが、これまでも100人を超える応募があった。今回補正予算措置で対応することだが、ニーズを考えると、市費でも当初から100人に増やしていくべきと考えるがどうか。</p>	<p>(教育総務課長)</p> <p>①国のコロナ対策、物価高騰対策に合わせて募集人員を増やしてきた。これまでは国の方針が示されたタイミングで、8月議会で補正予算を上程し、定員は見込みで100人とした。今回は12月の募集開始後であったため、当初50人のところ、補正予算により全員採用できるよう対応するもの。募集定員は、制度設計当初の50人でもうしばらく様子を見たいと考えているが、景気や経済状況等も踏まえて検討していきたい。</p>
谷口 周司 (新風創志会)	<p>①会派内でも100人という声が出ており、検討してもらいたい。現在は12月のみの募集だが、家庭の状況に柔軟に対応できるよう、中途採用についても考えてもらいたいがどうか。</p>	<p>(教育総務課長)</p> <p>①現状、もれなく周知が図られるよう、PRに力を入れている。後発的な理由で募集期間に申し込めない方がいることは理解しており、予算面も含めて研究していきたい。</p>
今村 厚美 (無所属)	<p>①令和4、5年度の追加募集はどのように行ったのか。</p>	<p>(教育総務課長)</p> <p>①当初募集で定員を満たさず、予算上の余裕があったため、予算の有効活用の観点から追加募集を行った。追加募集は6月に行い、7月分から月額奨学金を支給したが、入学支度金は対象外である。</p>
森川 慎 (政友クラブ)	<p>①奨学金があることで進学できた、卒業まで在学できたといった効果検証は行っているか。</p> <p>効果がはっきり見えれば説得力があり、増員等についても賛成できる。(意見)</p>	<p>(教育総務課長)</p> <p>①精緻な分析はできていないが、アンケート等を通じて把握し、今後の参考としていきたい。</p>

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
<p>山口 智也 (公明党)</p>	<p>○小規模特認校支援事業について</p> <p>①令和7年度の就学予定者について、見学、面談等を経て当初数十名から3人になった理由は何か。</p> <p>②思っていたものと違うという保護者や生徒の反応があった場合には、どんなニーズがあったのか把握していかにより特色を持って魅力的な取組をするか検討をしなければならない。渋谷区の探究学習のような、従来の総合的な学習の時間を増やしてカリキュラムを大幅に変更するなど、特色のある取組を研究していかなければならないと考えるがどうか。</p> <p>地域の特性を生かした取組を否定するものではないが、今後のことをさらに発展していくため、探究学習のような取組についても研究してほしい。(意見)</p>	<p>(教育総務課長)</p> <p>①様々な相談があり、問い合わせの段階で希望する児童や保護者が想定していた制度と異なったため次の段階に至らなかったケースもあれば、その後の見学、体験の中で普段の水沢小学校の様子を見たり、地域行事へ参加したりするなかでも、児童が本来在籍校を選択するケースや、夏休み明けの学校への行き渋りが出やすい時期に、一時的に水沢小学校への登校を検討したが、引き続き本来在籍校に通うことにしたケースもあった。その後、5人の児童が申請に至り、制度の目的である、水沢小学校の教育環境の充実や、その児童の学びの場として最適かなどをふまえた審査を経て3人の登校予定者の決定に至った。</p> <p>②小規模であるために新たな取組に挑戦できるという可能性を否定するものではないが、現段階としては、地域と密接に関わるという特色を生かして、地域の良さを最大限にPRし、異学年の交流、地域とともに取り組んでいくことを当面の間は進めていきたい。</p>

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
森川 慎 (政友クラブ)	<p>○教員不足の状況について</p> <p>①令和7年度に向けて教員不足についてどのように解消していくのか。</p>	<p>(学校教育課長)</p> <p>①昨年度から始めたペーパーティーチャーセミナー開催や大学訪問については校数を増やしながら実施しており継続をしていく。また、広報よっかいちや市のLINEでの周知を行いペーパーティーチャー相談会も実施した。8名の相談があり、そのうち1名の次年度任用を見込んでいる。しかし、あくまでも県費の正規職員が増員しないことには解決しないため、新規採用者の増員や講師も含めた教員の待遇改善について、引き続き県には強く要望していく。加えて教員の働き方改革が重要かつ急務であると認識しており、教員の負担感を減らすため「校務のDX化」を含めて取り組んでいく。</p>
谷口 周司 (新風創志会)	<p>①働き方改革だけで本当に教員不足が解消できるのか。最近の報道では教員の不祥事が多い。将来の教員のなり手不足になるのではないか。教員同士が危機感を持って資質の向上を図り、教員を目指す人を増やす努力が必要ではないか。</p> <p>環境改善は我々にできることであるが、質の向上は教員の努力によることになるので、これからの憧れの職業である人づくりの根幹にかかわる教育に携われるという使命感のもと頑張ってもらいたい。(意見)</p>	<p>(教育長)</p> <p>①不祥事の際には臨時校長会の開催や自らの問題として振り返るために教育長メッセージを配信した。ほとんどの教員がしっかりやっている中においてもあり得ることであることから、同僚性を担保し、お互いの生活と権利を守るためにもお互いに目を配ってほしいという内容を伝えた。あってはならないことが起こってしまっていることにショックを受けている。今後もそれぞれの教員が自分自身の問題として捉えるよう訴え続けていく。また、大学生や学習指導員等外部から入っている職員に外側からみた学校についてどのような状況を聞き取りながら、外部の視点から学校現場の当り前を変えていく取り組みを始められるとよいと考える。教員たちが自らを律して信頼回復をしていかないといけないため、繰り返しメッセージを発信していきたい。</p>
水谷 一未 (市民目線の会)	<p>①保護者とのトラブルが原因で病気休暇になった教員が職場復帰をする際に、休職前と同じ職場に復帰することについて、別の職場に復帰するほうが保護者にとっても教員にとっても良いと考えるが配慮できないのか。</p> <p>病気休暇を取得した教員の心のケアには十分配慮してほしい。(意見)</p>	<p>(学校教育課長)</p> <p>①県の人事異動のルールとして、病気休暇を取得しその職場に復帰していない教員については人事異動の対象としないことになっているのが現状である。</p>

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
谷口 周司 (新風創志会)	<p>○民間プール施設を活用した水泳指導業務委託について</p> <p>①民間プールが実施されている学校と、実施されていない学校の教員の負担の差はどのように考えているのか。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>①水泳指導のサポートをする指導員で対応している。</p>
加納 康樹 (フューチャー四日市)	<p>○生命及び性の出前講座について</p> <p>①リプロダクティブ・ヘルス/ライツには触れていないということでしょうか。</p> <p>②生殖という言葉は出前講座で出てこないのか。人工妊娠中絶には触れるのか。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>①出前講座では直接扱っていないが、そこにつながる内容については話をしてもらっている。</p> <p>②講師によっては触れることもある。人工妊娠中絶には触れない。</p>
村上 暁 (共産党)	<p>①「自分の心とからだを守る方法について」は、具体的にはどのような内容か。</p> <p>②避妊のことは入っていないのか。</p> <p>③性行為の指導については、小中学校で行っているのか。</p> <p>④望まない妊娠をしたときに終わらせられる方法があることを知らせることは重要なことではないか。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>①DVなど何かあったときに、誰かに相談するなど、自分を守る対処法を学ぶ。</p> <p>②講師によっては触れる方もいる。</p> <p>(指導課長補佐)</p> <p>③中学校保健体育科学習指導要領解説においては、受精・妊娠を取り扱うものとし、妊娠の経過については取り扱わないと明記されている。そのため、直接的な性行為の指導は行っていないが、異性への関心や適切な対応の仕方、相手を尊重することなどを指導している。</p> <p>④高校になると、人工妊娠中絶などを指導する。中学校では扱っていない。</p>
山口 智也 (公明党)	<p>①出前講座は毎年受けるのか。</p> <p>②出前講座を系統立てて実施する方が良いのではないかと。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>①小学校で1回、中学校で1回である。</p> <p>②それぞれ講師の情報交換を行うことで、内容を系統立てていきたいが、出前講座の内容は各学校の判断である。</p>
水谷 一未 (市民目線の会)	<p>①主な講座内容に書いてある3つの内容は1つの講座で扱っているのか。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>①1つの講座で関連させながら話をしてもらっている。</p>
笹井 絹代 (政友クラブ)	<p>○新教育プログラム推進事業(キャリア形成)について</p> <p>①プレ社会人セミナーについてどのような内容で行っているのか。</p> <p>②職場体験の保険は、生徒全員に適用されるのか。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>①それぞれの中学生が卒業生など様々な職業の人を招き、就職について、夢や志を持って取り組むことのすばらしさ、マナーなど様々なテーマで講座をしている。</p> <p>②中学校2年生が職場体験に行く際に、何かがあったときに対応できるように保険をかけている。</p>

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
<p>加納 康樹 (フューチャー 四日市)</p>	<p>○新教育プログラム推進事業(地域への愛着)について ①環境未来館の見学については令和6年度は、全校が見学したのか、令和7年度も見学するのか。 ②見学の支援とは何か。</p>	<p>(指導課長補佐) ①対象学年は小学校5年生・中学校3年生であるが、令和6年度中に全小中学校が見学を終えている。令和7年度についても、全小中学校で実施の予定である。 ②交通費、バスや電車の支援を行っている。</p>
<p>山口 智也 (公明党)</p>	<p>○「チーム学校」推進事業について ①SCは拡充だが、SSWIは中学校区の配置となったが拡充はしないのか。 ②1校当たりの時間は少ないので増時間を図れないか、県との協議も必要だが進めてほしい。 ③いじめリスクアセスメント調査研究やいじめ予防教育開発研修会とは何をしていくのか。</p>	<p>(指導課長補佐) ①中学校拠点配置となって一定各校からは評価を得ており、増配置の要望もない。SSWIはよく動いているが重要な働きであるがゆえ、学校との方向がずれると大きな問題となる。来年度は研修会を10回分位置付け、事例研修を深めるなど質の高まりを目指し、十分力を発揮してもらおう。 ②時間増には努めていきたい。 (指導課長) ③いじめリスク調査が電子化され、リスクがアラートとして示されるようになった。各校で分析した調査を今後の対応に生かすため研修会を位置付けた。四日市市の小学校独自でいじめ防止の教材を開発し、広めていきたい。</p>
<p>谷口 周司 (新風創志会)</p>	<p>○スクールカウンセラー(SC)、ハートサポーター(HS)について ①SCが増えるのか、HSを増やすのかどちらか。</p>	<p>(指導課長) ①SCが増える。HSは緊急対応である。</p>
<p>山口 智也 (公明党)</p>	<p>①相談件数の多い5校区ということであるが、増員でよいのか。 ②決算議会時には、学校によっては相談するのに待ちが生じていると聞いたが、これで解消されるのか。 ③SCが校区で同一であると信頼関係の構築につながると思えるが、どの程度進むのか。 ④SCと教師との共有も難しいところがあるらしいが、教員との連携はどうなるか。</p>	<p>(指導課長) ①中学校区で増配置となる。中学校は県からの配置であったが、市の配置にして同一のSCとする。校区に配置するので増配置である。 ②相談待ちという状況は解消されると見込む。 ③校区内連携を進めるため、小中でSCが同一SCであればよいがなかなか人数も限られ難しい。今回のような配置で該当校区においてはそのような関係が進むものと思われる。 ④教員とのコンサルテーションの時間も今回の配置で一定はとれると思われる。</p>
<p>笹井 絹代 (政友クラブ)</p>	<p>①SCとの相談は対面なのか、また、相談するための部屋などはあるのか。</p>	<p>(指導課長) ①相談は対面が基本である。どの学校にも相談室があり、そこで相談している。</p>

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
加納 康樹 (フューチャー 四日市)	<p>○中学校休日部活動地域展開について</p> <p>①拠点型活動の会場配置の根拠は何か。種目によっては会場の大きさなどで難しい場所もあるのではないかな。</p> <p>②会場への行き方は決まっているのか。事故などが起こった場合の対応はどのようなのか。</p>	<p>(指導課長補佐)</p> <p>①令和6年6月にアンケート調査をして、種目別や地域別希望人数を一定把握して配置した。そのうえで協会や連盟の意見も聞いて仮決定としてこのような配置としている。今後、よりよき活動となるため会場配置については柔軟に対応していきたい。</p> <p>②会場への行き方に決まりはない。事故への対応はスポーツ安全保険等で対応していく。</p>
山口 智也 (公明党)	<p>①安全面について、自転車で行く場合事故が心配である。進めながら対応するのではなく、ある程度事前に調べて進めるべきである。</p>	<p>(指導課長補佐)</p> <p>①現在、どれくらいの生徒が自転車で移動するのかの把握はしていないが、安全面には配慮したうえで始めていきたい。</p>
今村 厚美 (無所属)	<p>①種目によっては空白地があるが、例えば東地域の生徒が西地域で活動したりできるのか。</p>	<p>(指導課長補佐)</p> <p>①種目によっては、近い地域での活動を推奨されることもあるが、事務局として地域を特定することはない。基本的には自由な選択としたい。</p>
谷口 周司 (新風創志会)	<p>①拠点型活動の会場は決まったら10年ぐらいはそこで行うのか。</p> <p>②関係教員が会場配置には関わっているのか。</p>	<p>(指導課長補佐)</p> <p>①スタート時の会場として示していくが、会場に関してはニーズに応じて柔軟に対応していきたい。</p> <p>②こどもの希望を基に配置したものであるが、協会や連盟の意見を聞く中、一定の教員も関わっているので、そのような教員の意向もあると思える。</p>
笹井 絹代 (政友クラブ)	<p>①テニスなど、中部地域に配置されていないが今後配置されることはあり得るのか。</p>	<p>(指導課長補佐)</p> <p>①ニーズに応じて柔軟に対応していく。</p>
水谷 一未 (市民目線の会)	<p>①公共交通機関で会場に向かう場合、交通費はどのようなのか。</p> <p>②会場が同一種目で近いところもあるが、どちらに行ってもよいのか。また、その場合、こどもの取り合いにならないか。こどもの参加人数によって報償費が変わるということはあるのか。</p>	<p>(指導課長補佐)</p> <p>①会場への移動は受益者負担とする。</p> <p>②どの会場に行っても自由とするが、こどもの参加人数によって報償費が変わるということはない。この事業では一律である。</p>

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
山口 智也 (公明党)	<p>○学校教室の開放について</p> <p>①こどもの居場所について、コミュニティスクールで進めていくということであるが、地域によって進め方に差が生じないか。こどもの希望はあるのに、地域によってはコミュニティスクールがそれを実施していないといったことがないように一律に進めてほしい。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>①各コミュニティスクールでは令和7年度に協議の時間を取っていく。その中で可能なことを実施していく。できる限りコミュニティスクールで居場所づくりを展開していきたい。課題を整理しながら本市として進めていきたい。</p>
谷口 周司 (新風創志会)	<p>①小中学校における余裕教室の考え方を教えてほしい。</p> <p>②一般質問でも、学校の教室が活用しづらいことが問われている中で、こども未来部や教育委員会で一緒に考えていききっかけを作ってほしい。今後、地域における子どもの居場所づくりとしての場の提供をどのように考えているのか。</p> <p>③多額の税金を使って設置したエアコンが長期間稼働しないのはもったいないので、ぜひ夏休みなど長期休暇中は積極的に教室を活用していただくよう、こども未来部とも連携していただきたい。</p>	<p>(教育総務課長)</p> <p>①学校施設は教育財産として学校教育のために使用する前提の中で支障がない範囲、かつ普通教室や特別教室、管理諸室等を使用している部分以外を余裕教室としている。</p> <p>②こども未来部とも連携していく中で、こどもの居場所については、コミュニティスクールや地域の方が関わっていただくかたちでの方向性を今のところは目指している。</p> <p>(教育長)</p> <p>③四日市市では市立小中学校における余裕教室等活用方針を定めており、これは市長、こども未来部とも共有している。この中で余裕教室については、学校教育活動に支障がない限り活用することができると定めている。この方針を再度見直し、整理しながら、子どもたちの放課後や夏休み中の活動の居場所等は今後考えていきたい。</p>
早川 新平 (新風創志会)	<p>学童保育所の草創期は、教育委員会はとても閉鎖的で、なかなか教室を使えなかった。10年程経過して、当時と状況が変わってきたというのであれば、今後は広い視野で子育てという観点から見てほしい。(意見)</p>	

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
山口 智也 (公明党)	<p>○不登校対策推進事業について</p> <p>①日永小学校、富田小学校、常磐西小学校をモデル校に選んだのは不登校児童が多いからか。</p> <p>②小学校への校内ふれあい教室の配置は何年かけて全小学校に拡充していくのか。</p> <p>③小学校と中学校の校内ふれあい教室の違いや設置に当たって気を付けなければならないことはあるのか。</p> <p>不登校支援については小学校から早期に対応し、中学校で新たなスタートを切れることが重要と考える。この取組には注目しているため、注力して取り組んでほしい。(意見)</p>	<p>(教育支援課長)</p> <p>①不登校児童の状況も考慮はするが、地域性も考慮しながら、校内ふれあい教室を設置した際の動線の確保や、保健室などの部屋に登校する児童がいることによりそれぞれの部屋の本来の機能が低下している状況などを考慮して、効果が出ると見込んだ3校に設置する。</p> <p>②不登校児童数が少ない小学校もあるため、全小学校に展開するというよりは、各学校の状況を調査しながら、必要に応じてモデル校として設置していきたい。</p> <p>③小学校への設置に当たっては教育支援課と登校サポートセンターで協議を重ねており、小学校での不登校児童の対応においては、別室登校をする児童が登校する様子から全く状況が違うことが想定されるため、中学校の校内ふれあい教室の教員をそのまま配置するのではなく、専任の教員を配置して事業をスタートしたい。</p>
水谷 一未 (市民目線の会)	<p>①校内ふれあい教室が設置されない学校では、学校に相談してもなかなか聞いてもらえないという保護者もいると聞く。対策はあるのか。</p>	<p>(教育支援課長)</p> <p>①教職員が、朝の様子から見守り、不登校の児童や保護者に丁寧に関わっている。必要に応じて、スクールカウンセラーにつなげるなど、相談に応じている。</p>
谷口 周司 (新風創志会)	<p>①中学校校内ふれあい教室との違いで配慮したことは何か。</p> <p>小学校にこそ、校内ふれあい教室は大事だと考えているので、今後注目している。(意見)</p>	<p>①親と離れがたくて泣いているなど、中学校とは子どもの様子が全く異なる。そのため、小学校には低学年の児童にも対応できるような専任教員を配置する。</p>
谷口 周司 (新風創志会)	<p>○民間施設・団体との連携にかかる調査研究の実施について</p> <p>①どうして「フリースクール等」なのか。</p> <p>②本市にある施設・団体の調査をすることか。</p>	<p>(教育支援課長)</p> <p>①フリースクールの定義は難しく、さまざまな施設・団体があるため。</p> <p>②本市だけではない。子どもたちは県内のさまざまな民間施設・団体を利用しているため、どのように連携を図るとよいか、柔軟に考えていく。</p>

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
<p>加納 康樹 (フューチャー 四日市)</p>	<p>○多文化共生教育推進事業について ①適応指導員の配置の状況はどうなっているのか。 ②指導員は派遣か配置か。 ③オンラインの通訳・翻訳による保護者の支援とは何か。</p>	<p>(指導課長補佐) ①適応指導員は、日本語指導が必要な児童生徒がいる学校に言語等に合わせて派遣している。約40名前後の指導員がいる。 ②派遣している指導員や、常駐というかたちで配置している指導員がいる。 ③中部中学校内のいずみ教室においてインターネットを使って、翻訳や通訳を行っている。</p>
<p>今村 厚美 (無所属)</p>	<p>○インクルーシブ教育推進事業について ①特別支援学級介助員、特別支援教育支援員の配置待機者が23人と多いが、どのように周知したのか。どのような属性の人が応募しているのか。 ②教員や保育士等の資格を持った人が応募してきた場合は庁内で連携して人材の紹介をするようなことはあるのか。</p>	<p>(教育支援課長) ①市の広報を見たという人が多い。少し子どもに手がかからなくなり、学校現場で協力したいという思いを持った人が多い傾向にある。 ②教員免許を持っている人が面接してきた場合には学校教育課と情報共有をしており、仮に保育士資格を持っている人が面接に来た場合は、こども未来部とも連携するなど丁寧に対応したいと考えている。</p>
<p>水谷 一未 (市民目線の会)</p>	<p>①特別支援教育支援員は小学生54人に対して37人の支援員が配置されるが、1人の支援員が2、3人の児童を見ることになるのか。 ②特別支援学級介助員、特別支援教育支援員ともに小学校と中学校で児童生徒に対する配置人数の割合に差があるが、どのように考えているのか。 ③特別支援学級介助員137人を予算に計上しているとあるが、実際にはどのような人員配置になる予定なのか。 ④特別支援学級の児童生徒数と介助員の数を比べるときめ細かい対応するためには介助員の配置数が足りていないように感じるがどうか。 小学校でとても手厚かった支援が中学校になって介助員の支援が少なくなり、そこから学力が伸び悩むという声も聞く。介助員、指導員の確保は大変だが、特別支援学級に通っていた児童生徒の保護者が力になりたいと希望する人が多いことから、声掛けをしてほしい。(意見)</p>	<p>(教育支援課長) ①小学校37校への配置がようやく整ったものと捉えているが、児童によって支援員が必要な教科が異なるため、時間割を工夫して複数の児童に対応できる体制にしている。 ②小学校でも学年が上がるにつれて支援員の必要がなくなるケースが多く、中学校に入ると介助員や支援員の支援が必要な生徒は限られてくることから、中学校の配置数が少なくなっている。 ③6時間勤務をする人を137人配置することを想定しているが、実際には6時間勤務を希望する人と4時間勤務を希望する人がおり、予算の範囲で組み合わせて学校のニーズに当てているため、延べ人数はこれよりも多くなる。 ④特別支援学級は、法的には、一人の担任に対して8人の児童でクラスを編成しており、そこに対して本市では介助員を配置している。現場では何人でも人手が欲しいというのが本音だとは思うが、子供たちの助け合いの中で力が付くということもあるため、授業や活動が成立しているところにさらに人員を配置することはしていない。</p>

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
<p>加納 康樹 (フューチャー 四日市)</p>	<p>①サポートルームに配置する非常勤講師と、特別支援教育コーディネーターは予定通り配置できる見込みなのか。</p> <p>②サポートルームの設置校を小学校29校とした理由を確認したい。</p> <p>③特別支援教育コーディネーターの配置校を32校とした理由を確認したい。</p>	<p>(教育支援課長)</p> <p>①配置できる見込みである。</p> <p>(特別支援・相談GL)</p> <p>②小学校全37校のうち8校は通級校を設置しており、それ以外の29校にサポートルームを設置するものである。</p> <p>③小学校全37校のうち5校に地域支援コーディネーターを配置しており、特別支援教育コーディネーターを兼ねることからそれ以外の32校に配置するものである。</p>
<p>谷口 周司 (新風創志会)</p>	<p>OICT活用による学習環境整備事業について</p> <p>①一人一台タブレットが整備され子供たちも慣れてきたと思うが、学校外での使用についてどのくらい制限されているのか。</p> <p>②それだけ活用されていると捉えることもできるし、リテラシーとしての一つの教育になるため、保護者としてもその課題に向き合う必要があると考えるが、タブレット端末で誰がどれくらい使用しているかの管理はできるのか。</p> <p>③導入当初は持ち帰りを想定しておらず、学校に大型の充電保管庫があったが、現在は活用しているのか。</p> <p>④教員が使用するタブレットは、学校教育以外での使用について管理するのは難しいが、現場での管理責任は誰にあるのか。</p> <p>持ち帰りのルールなどを初期の段階で十分に検討し、個人情報の管理なども含めて気を付けてほしい。(意見)</p>	<p>(教育支援課長)</p> <p>①持ち帰ったタブレットは自宅などのインターネットに接続して自由に使用できるが、フィルタリングソフトにより有害なサイトなどにはアクセスできないようになっている。使用時間は制限していないため、動画サイトをいくらでも閲覧できてしまうといった保護者の意見も聞いているが、通信機器の適切な使用方法を習得することが重要と考えており、十分な周知に努めたい。</p> <p>②各端末を使用した時間等は把握できるが、個別の指導ではなく子供たちの自発的な運用の中で解決したい。</p> <p>③当時は学校で充電するため活用していたが、持ち帰りを推奨するようになってからは自宅で充電することになり、充電保管庫は一定の役割を終え、現在は安全に保管している。各教室で充電保管庫を使用することもあるが、充電アダプターとモバイルバッテリーも配備している。</p> <p>④今後は持ち帰りも可能とするが、使用についての一義的な責任は校長にあるとし、教員は校長に報告したうえで持ち帰る仕組みとしたい。現場の教員の中で1名を情報セキュリティポリシー責任者として設置しクラウド環境に対応していきたい。</p>
<p>水谷 一未 (市民目線の会)</p>	<p>充電保管庫について、広い学校ばかりではないため、活用していない充電保管庫の置き場所に困るようなことがないように対応してほしい。(意見)</p>	

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
笹井 絹代 (政友クラブ)	<p>○クラウド環境を活用した校務DXとデータ活用について</p> <p>①テストの採点をどのように効率化しているのか。</p> <p>②普段のテストでCBT(コンピューターを使用したテスト)の方式は採用していないのか。</p> <p>テストを紙で作成して、生徒が紙に記入したものを自動採点システムで採点するというのは効率化を考えると手間が多いと感じるため、使える所にはCBTを採用してほしい。(意見)</p> <p>③クラウド上のデータの可視化とは具体的にどのようなことか。</p> <p>④クラウド機能に障害が発生した場合の対応を懸念するがどうか。</p>	<p>(教育支援課長)</p> <p>①問題用紙、回答用紙をコピーしてシステムで読み取り採点を行う自動採点システムを中学校22校で採用しており、中学校では、教員が作成したテストを読み取って採点にかかる時間を大幅に短縮している。小学校においては業者が作成したテストの読み取りについて著作権の点で課題があるため、どうすれば解消できるのか出版社等と折衝している。</p> <p>②国から全国学力・学習状況調査をCBTで実施するための通信環境を整備するよう指示があり本市でも導入に向けて調整しているほか、電子教材のドリルパークではテスト機能が追加され、コンピューター上でのテストが広がりつつあると考えている。</p> <p>③例えばダッシュボード機能として子どもたちの様子を一覧で可視化し、教員間で共有することで授業などに生かすことなどの取組をしている。</p> <p>④基本的には保存したデータのバックアップをクラウド上に保存するものであり、学校にあるサーバーに保存していた時よりも安全性は高いと認識している。</p>

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
笹井 絹代 (政友クラブ)	〇ICT推進スタッフ業務委託について ①ICT推進スタッフは、問い合わせに電話で対応することが多いようだが、学校現場に行くこともあるのか。 ②4月に学年が上がることによる更新作業はICT推進スタッフも携わるのか。	(研修・研究GL) ①学校現場へ行けないわけではないが、基本的には教育委員会内で問い合わせに対する指示、助言等を行うことを想定しており、現場対応が必要な際は運用支援、保守業者を派遣して対応することとしたい。 ②アカウント更新作業に非常に時間がかかるが、教育委員会内でICTスタッフが作業することを想定している。
加納 康樹 (フューチャー四日市)	①教育委員会内で2名のICT推進スタッフが十分に作業できるスペースは確保できたのか。	(教育支援課長) ①9階教育委員会の指導課のスペースを広げ、2人分の机も設置することになっており執務スペースについては特段心配ないと考えている。
加納 康樹 (フューチャー四日市)	〇教育アドバイザーの派遣について ①教育アドバイザーとはどんな職員で何人いるのか。	(学校教育課長) ①元校長が教育アドバイザーとして現在14名が各学校の要望に応じてその都度対応している。
笹井 絹代 (政友クラブ)	〇メディア・リテラシー養成を通じた人権教育出前授業について ①出前授業の講師はどのように選定しているか。	(人権・同和教育課長) ①授業者の資格や学級単位での実施実績を考慮し、公益財団法人反差別・人権研究所みに派遣を依頼している。
山口 智也 (公明党)	①メディア・リテラシーについて児童生徒が学習する機会はこの出前授業だけか。 ②子供がインターネットに触れる機会の低年齢化を受け、こうした専門の講師の話を聴く機会は非常に重要だと思うが、今後他の学年などに拡大することを検討していないか。	(人権・同和教育課長) ①各教科の授業や人権学習において関連する分野を取り扱う場合もある。 ②より多くの学年で対応したいという思いはある。他の学年にはリーフレットで発信しているが、実施できる事業者や予算などの課題もあり、手法も含めて検討していきたい。

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
<p>加納 康樹 (フューチャー 四日市)</p>	<p>○市立小中学校における借地状況について</p> <p>①学校敷地として、民有地や国有地を借りることになった経緯はわかるか。</p> <p>②国有地と民有地では賃借料の計算式が異なるのか。</p>	<p>(教育施設課長)</p> <p>①学校の創設が古いので、経緯は不明である。</p> <p>②国有地は減額率の設定があり、民有地と比較して安価に借りられている。</p>
<p>早川 新平 (新風創志会)</p>	<p>①借地を継続しているが、買取はしていないのか。所有者が売却したいという場合の対応はどうか。</p> <p>②健全な財政のためにも、努力はしていくべきではないか。</p> <p>③借地の面積はわかっているのではないのか。</p>	<p>(教育施設課長)</p> <p>①橋北小学校においても過去に買い取った経緯はあるが、公図混乱地域など、測量に多額の費用がかかる所は、当課から、積極的に買取を行ってはいない。また近年、買い取ってほしいという声は聞いていない。</p> <p>②買取には相手の意向もあるが、今後どうしていくべきか検討していく。参考までに、令和6年度は橋北中学校の国有地を購入している。</p> <p>③公簿面積は把握している。</p>
<p>森川 慎 (政友クラブ)</p>	<p>①買取の方針はあるのか。</p> <p>②廃校のときはどうするのか。</p>	<p>(教育施設課長)</p> <p>①これまでも買取可能な土地は買取を行ってきた。そもそも売却意向がなかったり、測量等に多額の費用がかかるなど、それぞれの学校によって困難さはあるが研究していく。</p> <p>②返却する交渉をしていくことになると思う。</p>

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
<p>山口 智也 (公明党)</p>	<p>○小中学校屋内運動場・特別教室等空調設備整備事業について</p> <p>①なぜ国の補助をつかわないのか。</p> <p>②断熱改修工事は行わない方針か。</p> <p>③リース期間満了後の空調設備の所有権はどうか。</p> <p>④リース方式を選択した以上、スピード感が大切なので、入札不調がないようにしてほしい。入札不調の心配は大丈夫か。</p> <p>⑤実際に子どもたちが空調設備を使用できるようになるのはいつか。</p>	<p>(教育施設課長)</p> <p>①屋内運動場への空調設備設置について、従前から国庫補助制度があり、同時に断熱改修工事を行う必要があったが、同時に断熱改修工事を行うことが困難であったため、リース方式を採用した。その後12月末になって臨時特例交付金が創設され、断熱改修を同時に行わなくてもよくなったり、補助単価の上げが示された。教育委員会としては、早期の整備に重きを置いており、整備手法の変更は行わずに、一部の特別教室への整備も含めて、スピード感をもって整備していきたい。</p> <p>②他市への視察で、断熱改修を行わずに空調を整備した所について、一定の効果を確認しており、断熱改修工事は行わないと決断した。</p> <p>③リース期間満了後は市への無償引き渡しとする予定。</p> <p>④リース会社への聞取りは行っている。また、臨時特例交付金が示されたことから、今後、他の自治体も整備を始めることを考えると、早期に整備した方が、他都市との競争相手が少なく、不調のリスクが少ないと考える。</p> <p>⑤令和7年度に入札公告、中旬に事業者決定、令和7～8年度に設計・施工を予定しており、令和9年度から全校で使用可能となる予定である。早く整備できた所は事業者と協議して早く使えるようにしたい。</p>
<p>谷口 周司 (新風創志会)</p>	<p>①学校開放の利用者が空調設備を利用する時の利用料にあたる規則の整備を今後検討していくのか。整備費用は大きな金額なので、しっかり活用してもらおう事も考えて欲しい。</p> <p>②名古屋市は体育館にエアコンついているのか。</p>	<p>(教育施設課長)</p> <p>①学校開放においても利用してもらえる予定であるが、使用料などについて、スポーツ課や学校教育課と話しをしている。</p> <p>②名古屋市は、中学校に令和3～5年、小学校に令和6～10年度に整備予定であり、岐阜市は令和6年度に設置完了予定と聞いている。</p>

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
<p>加納 康樹 (フューチャー 四日市)</p>	<p>①どこの自治体を視察したのか。四日市と同じ様な構造の体育館を視察したのか。</p> <p>②個別事業調書に「平成10年代にPFI方式にて改築を行った4校」とあるが、PFI方式にて改築を行った4校は平成18年頃からの供用開始だったと思うが、それを平成10年代と記載するのは違和感があるが、どうか。</p>	<p>(教育施設課長)</p> <p>①名古屋市、岐阜市、鈴鹿市、町田市を視察し、様々な空調方式を検討した。鈴鹿市では人が活動する地上3mの範囲で、空調の効果が出ている事を確認した。構造的には四日市市と同じ様な体育館であった。</p> <p>②「平成10年代後半」と書くべきであった。</p>
<p>森川 慎 (政友クラブ)</p>	<p>①断熱性は公共の建物に必要な性能ではないのか。断熱性がないと、今後手戻りが発生する心配はないのか。CO₂削減量を考えると、いまどき、と言えないのではないか。</p>	<p>(教育施設課長)</p> <p>①臨時特例交付金で示された断熱改修工事は、遮熱フィルム貼り等、断熱とは程遠い内容であったことから、国としても先ず空調設備を率先して整備する事を優先していると考えている。今後体育館の改築を行う時には、空調の方式について再検討する必要がある。現在検討している空調設備は体育館全体を冷やす無駄が無く、人が活動するところへ風を送ることで体感温度を下げる方式を採用し、効果的なものを整備したい。</p>
<p>村上 暁 (共産党)</p>	<p>○電子図書館運営費について</p> <p>①利用状況について、どのように評価しているか。</p> <p>②令和5年12月に急増している理由は何かあるのか。</p>	<p>(図書館長)</p> <p>①事業者を確認したところ、本市と同じ電子図書館を導入しているのは379館のうち、当市の閲覧数は5位であり、よい利用状況と考えている。</p> <p>②冬休みにぜひ使ってほしいと、小中学生向けに各校の校長から周知してもらった。</p>
<p>谷口 周司 (新風創志会)</p>	<p>①当初予算資料の目的と内容が昨年度と同じで金額のみ増えているが、要因は何か。</p> <p>②全国的に閲覧数が多いことをもっとアピールしてはどうか。</p>	<p>(図書館長)</p> <p>①2年更新のコンテンツが多く、更新時期を迎えるコンテンツが約7,000件あるため。なお、これらはそのまま更新するのではなく新たに選定し直して購入していきたい。</p> <p>②好事例として紹介したいという話も聞く。取り組みについてはこれからも発信していきたい。</p>

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
<p>加納 康樹 (フューチャー 四日市)</p>	<p>○四日市まちじゅうこども図書館事業について ①図書館へ事業移管後はどのようにPRしてきたか。 ②あらためて事業を終了する理由を確認したい。</p>	<p>(図書館長) ①参加店舗にアンケートを取ったり、HPの内容更新を行ったりした。十分力を入れてPRをしたとは考えていないが、継続してアンケートを実施して意見の吸い上げを行った。 ②事業開始当初より、子どもが自由に入出入りして無料で本を読める場所の提供や周囲の子どもへのPR等を参加条件としてお願いしてきた。しかし、コロナ禍をきっかけに自由な出入りが制限され、本を店頭に出さない店舗が出てきた。アンケートでは、事業の趣旨に賛同はするものの、実際の利用は週に0~5人というのが圧倒的に多く、店舗によっては店主が世代交代し、なぜ本が置いてあるのか分からないというところもあった。市としては、本のあるまちとしての意識付けの種まきをしたと思っており、市が予算をとっての事業としてはいったん終了するものの、取り組み自体は意義があることだと思っているので、続けていける店舗には、現在貸与している本を譲渡することを考えている。</p>
<p>山口 智也 (公明党)</p>	<p>①参加店舗に置いてある本は全て市が購入しているものか。各自が準備しているものもあるのか。 ②この事業は、そこまで職員の手間や予算がかからないものという理解でよいか。</p>	<p>(図書館長) ①各自が全て用意したところ、市が用意したところなど様々である。 ②何もしなければそうかもしれないが、現在は、電子図書館や移動図書館の事業、新図書館の整備に向けた事業に重きをおいている。限られた職員数でこれらの取組に手いっぱいの中、アウトリーチサービスの精査をしたところ、この事業は、市が手を引いても各店舗で続けていけるという認識のもと、市の事業としては収束できないかと考えている。</p>

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
<p>加納 康樹 (フューチャー 四日市)</p>	<p>事業の趣旨は良いものであり、この事業廃止を撤回してほしいと考えている。他の委員の意見を聞きたい。(議員間討議)</p>	<p>(森川委員長) 利用は多くないものの、車をもっていない、図書館までは行けないという保護者で利用している人がいると聞く。本に触れるという大切な出会いの機会であり、人間性を深めるためのよい取組と考えるので、廃止には残念な思いがある。</p> <p>(谷口委員) 空き店舗に居場所づくりをする際に、この事業を活用して本を置き、子どもの居場所づくりにつながっているところもある。この事業がなくても取組は続けていくと思うが、あったほうがより広報もしやすい。全てを残すのではなく、整理して、残せるところは残すというやり方もあると考える。</p> <p>(山口委員) 活字文化が薄れる中で、子どもたちに紙の本の良さを実際に手に取ることで感じてもらうことが重要と考える。書店と図書館が連携して紙の本を市民に提供するという先進的な取組をしている自治体もあるため、市民、子どもたちが本を手にとりやすい環境をつくる本事業から市が手を引いてしまうことはもったいない、と感じる。早急に判断するのではなく、引き続き検討してはと考える。</p> <p>(加納委員) 続けられるところだけ続けられればいいとは思っておらず、市から周知をしっかりと行い、参加店舗を再募集するくらいの取組を実施して再スタートしてはどうかと考える。</p> <p>(森川委員長) 本に触れてほしいという思いは、図書館も同じだと思うが、人を使って事業を継続していくか、ということだと思う。</p> <p>(早川委員) できれば継続するという委員からの声があり、予算もそれほどかかる話でないのであれば、継続し、これが四日市の文化となればよいと考える。</p>
<p>森川 慎 (政友クラブ)</p>	<p>①委員の意見を受け、教育委員会としてどのように考えるか。</p>	<p>(副教育長) ①予算自体はそれほど大きなものではなく、アンケートを取り、やりたいというところに本を提供する、というレベルであれば続けられなくはないが、事業を継続するならば手をかけて実施したいという図書館の思いを聞く中で、現在の図書館の業務状況を鑑みると、この事業をさらに盛り上げる場合はかなりの負担になる。事業開始から10年の節目を迎えており、それぞれの店舗等で運営をお願いし、いったんここで市の事業としては区切りをつけたいと考えている。</p>

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
<p>加納 康樹 (フューチャー 四日市)</p>	<p>○プラネタリウム投映事業費について ①3月1日からの再開館を大いに期待している。ファミリー番組「名探偵コナン」の来場者はどれくらいを見込んでいるか。 ②MieMuで開催しているジブリ展は呼ばないのか。</p>	<p>(博物館副館長) ①3か月間でだいたい100回ほど投映するので3千数百人以上程度にはなると思う。 ②ジブリのコンテンツは集客力があるが、開催負担金の面から難しい。毎年、全国を数本程度巡回しているため、今後調査を行いジブリのようなコンテンツが呼べるよう努力したい。</p>
<p>谷口 周司 (新風創志会)</p>	<p>○通学路の交通安全プログラム ①通学路交通安全プログラムに関して、これを整備する予算は教育委員会が持っているのか。資料は教育委員会が作成しているようであるが、調整役なのか。 できれば予算を持っている部局に強く要望をしてほしい。(意見)</p>	<p>(指導課長) ①教育委員会は整備の費用は持っていない。各校から要望を聞き、資料を作り、各関連部局や警察などと協議をする調整役である。通学路に関する地図は作成しており、各校と共有する等しており、その費用はとっている。</p>

令和7年2月議会(予算常任委員会教育民生分科会)の質問質疑に対する答弁要旨

◎補正予算

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
<p>加納 康樹 (フューチャー 四日市)</p>	<p>○学校給食運営費について ①学校給食運営費が給食回数が下回ったことにより減額とあるがなぜ下回ったのか。</p> <p>②感染症でそのくらい回数が減ったのか。また、学校行事でどのくらい回数が減ったのか割合や回数はどのくらいか。</p> <p>③回数だけでも知りたい。毎年最大で予算をつけるが必ず余ることになるように思うため、そのような予算のつけ方でよいのか、また、減額の金額でみると6～7%であるためこんなに給食の実施がなくなるのかという疑問がある。(採決に影響しないため後刻資料提出)</p> <p>最大限の見込みで予算を計上すると、かならず予算が余ることになるため、算出方法が適切なのか一度検討してほしい。(意見)</p>	<p>(学校教育課長)</p> <p>①見込みの給食回数は最大限稼働できた日数により予算の積算をしているが、学校行事の関係や感染症により給食の回数が当初見込みより下回っているため、本年度の見込み回数の目途が立ったため減額補正をお願いするものである。</p> <p>②内訳については把握しておらず準備していないが、回数は把握しているのでお示しできる。</p> <p>③喫食回数の減少の要因は主には社会見学や遠足等の行事によるものである。割合は行事が97%、感染症によるものはごくわずかであり3%ほどである。見込んでいた回数は小学校189回、中学校は180回であるが実際の回数は小学校低学年186回、高学年184回中学校172回と減っており当初の見込み下回ったことによる減額補正をお願いするものである。減額の算定については回数だけでなく、1食当たりの単価×喫食回数×喫食者数により予算額積算を行う。今回は喫食回数の部分のみの資料を提出させていただいているが、予算積算時の前年9月の喫食者数(児童生徒数)から実際の児童生徒数は減少していることからそれも掛け合わせたうえでの減額となることも補足させていただく。</p>
<p>加納 康樹 (フューチャー 四日市)</p>	<p>○その他施設整備費について ①前金払いはどういう場合に行うのか。なぜ、前金払いの辞退があったのか。前金を貰うのは手間がかかるのか。</p>	<p>(教育施設課長)</p> <p>①工事について前金払い制度がある。以前、高花平小学校の建築工事でも前金辞退があった。前金を貰わなくても問題なく工事が出来ると業者が判断したと思われる。前金を貰う為には、保証協会への保証金が必要となる。</p>

令和7年2月議会(教育民生常任委員会 報告)の質問質疑に対する答弁要旨

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
村上 暁 (共産党)	<p>○四日市市学校規模等適正化事業について</p> <p>①小中一貫校の視察によって確認した効果や課題は何か。</p> <p>②子どもへのデメリットはないのか。</p> <p>③水沢小学校の特認校制度のなかで、申請から決定にかけて5人から3人になっているが、辞退されたのか、落とされたのか。</p> <p>④不登校気味だけど、水沢小学校ならなんとかいけるのではないかと希望もあると思うのだがいかがか。</p>	<p>(教育総務課長)</p> <p>①視察した高島市の今津中学校区では施設分離型の小中一貫校であった。効果としてはたとえば、体育の授業では上級生がリードする姿やものの見方や考え方の違いによる刺激がある。一方、課題として、学校負担をかけないように地域連携も進めているなかで、学校と地域をつなぐコーディネーターとなる人材が不足しているように感じた。</p> <p>(教育総務課政策GL)</p> <p>②児童生徒にデメリットはないように感じた。各校の教員が自分たちでなんとかするという思いのなかで、いかに地域とのつながりを活かしていけるかが重要であり、その人材確保が必要と感じた。</p> <p>(教育総務課長)</p> <p>③辞退ではないが、水沢小学校の教育環境の充実というところを念頭に、希望者の求める環境と水沢小学校の現状を考慮しながら、人材や施設面においても対応ができないと判断して決定を行ったところである。</p> <p>④不登校を理由に認めないのではないが、就学後しっかりと通学をしてもらえるかどうかは制度上重要である。</p>
山口 智也 (公明党)	<p>①小中一貫校は施設一体型がやりやすいかと思うが、物理的な課題はどう捉えているか。</p> <p>②オンライン遠隔授業やバスを使った学校間移動による合同交流授業について、子どもたちの受け止めはどうか。</p> <p>③オンライン遠隔授業については学校の大きさにかかわらず、有用かと思うが、小規模同士の交流にとどまらず市内に展開していく見込みはあるのか。</p>	<p>(教育総務課長)</p> <p>①理想としては同一敷地に一体的な施設があるほうがよいと思っているが、施設分離型であっても、うまく連携機能している全国的事例は多くある。今後も引き続き、調査研究をしていきたい。</p> <p>②自分とは異なる考え方や市街地との比較において水沢のような自然豊かな環境に触れることなどを通じて、子どもたち自身の楽しいという感想は見取れる。また、交流後に手紙のやり取りをするなどして、様々な学びにつながる効果的なものと考えている。</p> <p>③現状は小規模同士の交流を中心に行っているが、学校規模等適正化検討会議での指摘においても効果的な事業として拡充していくような同様の意見があったため、検討していきたいと思う。</p>

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
谷口 周司 (新風創志会)	①小中一貫校の調査研究の今後の見通しはどのように考えられているのか。	(教育総務課長) ①明確な年限を決めているものではないが、研究を加速させて、目途や方向性については掴んでいく必要があると感じている。
今村 厚美 (無所属)	①児童数が少ないといじめが起きやすいように思うが対策のようなものはあるのか。	(教育総務課長) ①いじめに関しては、小規模校においても他校とかわらず未然予防を含めて対策はしっかりと行っていく。水沢小を例に言えば、自然と異学年での交流が増えることで、面倒見がよい、おもいやりがある子どもが育ちやすい環境にあると感じている。
笹井 絹代 (政友クラブ)	①バスを使った学校間移動による合同交流授業について、実施方法やその効果については子どもはどのような感想をもっているのか。また、いつからこの事業を実施しているのか。	(教育総務課長) ①実施方法としては小規模校同士が交互に行き来する場合が多い。たとえば、体育のサッカーを実施するにも少人数ではできなかったチームをつくってできることや、異なる学校環境に触れることで、自分たちの学校やまちを知ってほしいという気持ちが芽生えるなど、様々聞き及んでいる。本事業は令和4年度から実施している。

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
<p>笹井 絹代 (政友クラブ)</p>	<p>○四日市市学校教育情報化推進指針について</p> <p>①教育DXの第3段階は環境整備12のシステムにつながるようなものか。</p> <p>②シングルサインオンは学習eポータルへアクセスする時に簡単な操作でとべるということか。</p> <p>③時間の経過で再度ログオン等が必要になることはあるか。</p> <p>④安全性は担保できるのか。</p> <p>⑤端末やOSが更新されるとどのような手間がかかるのか。</p> <p>⑥授業支援システムのクラウド化をすると容量が重いのではないか。</p> <p>⑦ICT推進スタッフとICTサポートスタッフの違いは何か。</p> <p>⑧ICTサポートスタッフが集まらないということはどういうことか。</p> <p>人材は探せばいると考えるので、募集のかけ方等を検討してほしい。(意見)</p>	<p>(教育支援課長)</p> <p>①教育DXの第3段階は国が理想としている最終段階を示したものであり、独立して考えてもらえるとうい。</p> <p>②その通りで、子どもたちの端末にはパスワードが記憶されているため、様々な関連ページへとべる。そのようなシステムをしっかり構築していく。</p> <p>③電源のセーブ機能で再度ログオンが必要だが、パスワードは端末に記憶しているため、子どもから不都合は聞いていない。</p> <p>④クラウド環境になればアクセス管理ができるようになる。クラウドのセキュリティを使いながら、より安全快適に使っていただけるようになると思う。</p> <p>⑤端末を更新してもGoogleアカウントを引き継ぐことで継続して利用することができる。</p> <p>⑥端末が高性能になるため、容量が大きくてもスムーズに使用することができる。</p> <p>⑦ICT推進スタッフは教育委員会に常駐し、ICTサポートスタッフは学校に入ってもらっている。</p> <p>⑧ICTスキルを持った人材を集めることが難しい。</p>
<p>村上 暁 (共産党)</p>	<p>校務DXで保護者とのやりとりを電話からデジタルツールへとあるが、電話でのやりとりを否定することのないようにしてほしい。(意見)</p>	<p>(教育支援課長)</p> <p>朝の欠席についてはデジタルツールを活用しているが、それ以外は電話や家庭訪問等も大事にしている。今後も継続していきたい。</p>
<p>加納 康樹 (フューチャー 四日市)</p>	<p>①予算資料には大型提示装置等と記載してあるが、ロードマップでは壁付け型プロジェクトとわかりやすくなっているのはなぜか。</p> <p>②大型提示装置等とあるが大型提示装置の他に何かあるか。</p>	<p>(教育支援課長)</p> <p>①意図はなく、本指針では具体的にプロジェクトと表現した。</p> <p>②大型提示装置にはプロジェクトだけではなく電子黒板等も含まれる。今回は、プロジェクトを壁付けにするべく予算を計上している。</p>

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
<p>山口 智也 (公明党)</p>	<p>○民間プール施設を活用した水泳指導業務委託について</p> <p>①事業者の意向について、発注方法など令和8年度に向けて見直しをかけていくのか。</p> <p>随契は難しいとは思いますが、複数年契約は事業者が見通しを持てるように検討してほしい。 (意見)</p> <p>②跡地の利用については、撤去するのか。地域の声を聞いて進めていくのか。</p> <p>③中学校については、一部の学校でも進めていくのか。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>①複数年の契約や随意契約など、今後検討していく。</p> <p>②撤去はしていく方向だが、消防、危機管理課などと連携して進めていく。もちろん、地域の声も聞いていきたい。</p> <p>③今は小学校の全校実施を進めている。中学校は体育の教員がいる、また移動を考えるとカリキュラムの問題もある。今の段階では検討している段階である。</p>
<p>今村 厚美 (無所属)</p>	<p>①G社とH社はなぜ受け入れが難しいのか。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>①バスによる送迎が難しいということである。</p>

令和7年2月議会(請願)の質問質疑に対する答弁要旨

◎請願第12号小中学校給食の無償化を求める請願書(継続審査)

請願内容 要旨	<p>審査期限延長となった理由として市の財政負担が大きいことがあり市の答弁での財政負担額が年々増え、その金額が妥当であるのか疑問を持ち試算した。その結果、保護者負担金額である9億9,000万円が無償化実施に必要な市の財政負担額である。現在物価高騰分として公費負担している金額を合わせても令和6年度は11億78,600万円であり、15億円よりはるかに実施しやすい金額である。無償化にかかる財政負担額を適切に把握し、早期に実施の判断をお願いしたい。当市より財政状況が厳しい中でも工夫をして実施している自治体もある。人口減少の中で将来にわたる財政負担の懸念の声もあるが、大切なのは給食無償化等子育てしやすい街であると市民が実感できる支援策を実施し、出生数等の増加につなげることではないか。国における表明もあるが決定されたわけではない。国の実施を待つだけでは、四日市市民は豊かな財政であるにもかかわらず恩恵を受けることができない。他自治体からの遅れをこれ以上続けてはならないと考える。以上からこの請願を早急に具体的に検討いただき採択をお願いしたい。</p>
------------	--

質問議員 (会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
谷口 周司 (新風創志会)	<p>①財政豊かな四日市は現在の状況であり、10年後には人口が減少し不交付団体になる可能性もある。無償化に必要と試算いただいた年間10億円は一度はじめたらやめるべきではないと考える。30年先までしっかりと継続していくためにも財政負担ができるのか判断を見極める必要がある。請願者の方はこの制度がこれからも未来永劫続けられるような継続性を持ったものにしていきたいのかどうか。</p> <p>②無償化実施は全国で3割とのことだが、自治体ベースなのか人口ベースかどちらか。</p> <p>③自治体ベースで3割実施というのは、人口ベースで考えると1割に過ぎない状況である。人口ベースで3割であれば四日市市は遅れているということになると思うが、自治体ベースで3割であれば人口の少ない自治体の実施しやすいということである。国より前に開始すればスムーズに実施できるとの話もあったが、システム再構築に財政負担が発生する可能性もあるため、国の検討結果の状況をみながら当市にとって最小の費用で最大の効果が得られる機会になるのであれば、様子を見ていくことも一つの方法である。一日でも早く実施したい思いは理解しながら、様々な面で判断をしなければならぬというジレンマを持っていることを理解いただきたい。</p>	<p>請願者(多湖氏) ①一度はじめたら継続して未来の子どもや保護者のために続けてほしいが、国の支援が得られるのであればそれまでの間の現在において、四日市市が先陣を切って実施してほしい。全国の無償化している3割の自治体が厳しい財政状況でも実施しており、四日市市飛びぬけて財政力指数が高い。10年後のことはわからないが、今できることを今実施してほしい。</p> <p>請願者(中濱氏) ②自治体ベースである。文部科学省調査による、通年で実施している自治体数である。それらの自治体の財政力指数は0.5前後であり、税収と交付税で少子化対策や子育て支援として実施している。今四日市市が実施しても国が実施した段階で応分の負担は不要となる。ぜひ四日市市が今実施すべきではないか。</p>

質問議員 (会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
山口 智也 (公明党)	<p>①試算された10億円でも市の答弁の15億円でも大きい金額に変わりはなく、課題として財政負担が大きすぎるという懸念がある。国の動きがある中まだ決定ではないものの、一国の総理大臣が時期まで明確に発言することは非常に重く思っている。そういったことから一先ずは国の動きを見守るという考えはあるのか。</p> <p>②事務的なことを考えると、2026年度国が実施するとなった場合、スケジュールとして市が動き出してもどちらにしても国の方で実施していくというタイミングになる。請願の内容は四日市市が早期に実現してほしいという内容であるため慎重に判断しなければならない。ただ、思いは皆さんと共通であるということは受け止めていただきたい。</p>	<p>請願者(多湖氏) ①全国の保護者の声であるので早く国において実施してほしい。しかしそれを待たずして四日市市が先駆けて実施してほしい。周囲からは四日市市が子育てにやさしいという声は聞こえない。子育てしやすいという声がたくさん聞かれるような政策を今すぐ実施してほしい。給食の物価高騰分を公費負担していることを前回聞いたが、保護者の立場からすると実感がない。無償化であればすごく実感できるため今すぐの採択をお願いしたい。</p> <p>請願者(中濱氏) ②お願いしているのは全国で四日市市がトップを切って無償化を実施してほしいということではない。160万人都市の福岡市の来年度予算では2学期から実施するために44億円の予算を計上している。福岡市も国の動向を知った上で踏み切ることからそのあたりの心配は不要である。</p>
早川 新平 (新風創志会)	<p>①国の動向もあり現実では今から四日市市が動きだしたとしてもおそらくスタートは国と同じになっていく。皆さんの熱い思いは理解するが、一国の総理が明言したことは非常に重く、その言葉を信じるべきである。国が実施するところを四日市市が先陣を切って実施することに関しての必要性は感じられないというのが意見である。</p>	<p>請願者(中濱氏) ①確実に2026年度に実施するとは明言しておらず、国も財政的に厳しい状況のため実施するのかがどうか見ていく必要があるが、国が実施するならば四日市市として今実施したほうが市が負担する期間が短くなり、市民への行政姿勢のアピールとなるため検討いただきたい。</p>
谷口 周司 (新風創志会)	<p>①給食費の無償化をパフォーマンスに使うのはよくない。行政負担も大きく、給食は単に食を提供するだけのものではなく食育という大切な教育である。この部分をパフォーマンスとして四日市市が実施したら評価が上がるということにすることは理解に苦しむため改めていただくとありがたい。これからを担っていく子ども達に対してそのように給食を通じて教育をしていくのか、保護者の負担をどのように軽減していくのをしっかり議論する必要がある。</p>	<p>請願者(中濱氏) ①国に先駆けて実施すれば、子育てに熱心な市であるということで市民が理解しやすいのではないかと。給食の意義を貶めようと言っているつもりはないため理解いただきたい。</p>
山口 智也 (公明党)	<p>①仮に総理の発言が2029年度からであった場合は、3年あるためその間を市費で実施するというのであれば理解できるが、2026年度からであれば市費での実施は難しい。議会としてもそのあたりをしっかりと考える必要があるため理解いただきたい。</p>	

質問議員 (会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
村上 暁 (共産党)	<p>①予算書の説明で学校給食運営費は16億5,200万円とある。15億、16億という数字は今までこの学校給食運営費を無償化に必要な予算だと言っていたのか確認したい。</p> <p>②無償化には16億円かかるが、保護者から約10億円もらったとすると差し引きの6億円が市の負担になるので間違いないか。</p> <p>③今までは公費負担分も含めて16億円が学校給食運営費であるとの説明があり、そのうちの資料1の試算にある保護者が負担している金額が約10億円であるとする、学校給食を市負担して実施する場合に余分に必要となる金額は10億円ということによいのか。</p> <p>④そうなると審議の議論の際には16億円で考える必要があるというのは違うのではないか。無償化するために新たにどれだけ経費が必要になるのかを考えるべきである。そうすると9億9,000万円でないかと思うがどうか。</p>	<p>(学校教育課長)</p> <p>①その通りである。その中で賄材料費という実際に食材を調達する費用が小学校費約10億1,000万円、中学校費5億8,000万円となり、あわせて16億円となっている。</p> <p>②今回試算いただいた数字で考えるとそういうことになる。</p> <p>③新たに予算計上が必要な経費とするとそういうことになる。</p> <p>(森川委員長)</p> <p>④捉え方やカウントの仕方の違いであり、村上委員と教育委員会の捉え方の違いはあるかもしれないが、同じことを言っているということで理解いただきたい。</p>
村上 暁 (共産党)	<p>(賛成討論)</p> <p>請願の趣旨に賛同の立場で討論する。新たに負担となる経費は10億円だとしても金額は大きい、国の方針として間もなく無償化が開始されることを考えると、未来永劫その費用を負担しなければならないことはない。資料2のように財政力がない自治体でも努力して実施している。その中で当市は財政力指数が高く実施可能である。子育てしやすいまちとしての四日市市を望むという請願趣旨からすると早期に実現を求めるものであるため是非採択したいと考える。</p>	
水谷 一未 (市民目線の会)	<p>(賛成討論)</p> <p>請願の趣旨に賛同の立場で討論する。本市が子育てするなら四日市と謳う中で、子育て世代が恩恵を受けていることを実感できていないことが問題である。給食費無償化は一番子育て世代にわかりやすいと考える。人口が少ないから実施できているということではなく、人口規模は関係ない。同人口規模である明石市は少子化対策という概念で子育て施策を重視しており人口も増加しているという実績もある。四日市市も今すぐ実施すべきであると考え。</p>	

質問議員 (会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
早川 新平 (新風創志会)	審査継続の提案をする。国が実施について明言している以上、本市において今実施したとしてもスタートは国の実施時期と同じになると考えられることから、審査継続の立場で審査期限の延期の提案をする。	
谷口 周司 (新風創志会)	審査期限の延期について賛成の立場でお願いしたい。説明者からもあったように国の状況にあいまいな部分があることは確かであるため、国の方向性が示されたのちにそれを受けて判断するべきである。	
◎審査期限を延期とする		

【別冊】

令和7年3月21日（金）

令和7年 第4回

四日市市教育委員会会議案（追加分）

令和7年 第4回 教育委員会会議 資料（追加分）

○議 案

- 議案第20号 四日市市立博物館条例施行規則の一部改正について…………… P 3/35
- 議案第21号 四日市市少年自然の家条例施行規則の一部改正について… P 15/35
- 議案第22号 四日市市水沢市民広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部
改正について…………… P 22/35
- 議案第23号 四日市市教育委員会における申請書等の押印の取扱いの特例に関する
規則の一部改正について…………… P 31/35

議案第20号

四日市市立博物館条例施行規則の一部改正について

四日市市立博物館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和7年3月21日提出

四日市市教育長 廣瀬琢也

四日市市立博物館条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市立博物館条例施行規則（平成5年四日市市教委規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第6条、第7条、第12条関係）

四日市市立博物館使用許可書

第 号
年 月 日

四日市市教育委員会

(申請者) 住所
団体名
氏名 (代表者)
電話

四日市市立博物館の使用を次のとおり許可します。

使用目的			使用予定人員		
使用内容					
使用日時及び使用施設	年 月 日 (曜)	使用施設名	使用時間区分		
			午前	午後	全日
	・ ・ ()				
	・ ・ ()				
附属設備	プロジェクター				
持込設備					
会場責任者	住所				
	氏名	電話 ()			
使用料	施設使用料	附属設備使用料	合計		
許可の条件					

備考1 四日市市立博物館条例及び同条例施行規則の規定を遵守し、係員の指示に従ってください。

2 使用後は、設備等を原状に復し係員の点検を受けてください。

第4号様式から第8号様式までを次のように改める。

第4号様式（第7条、第12条関係）

四日市市立博物館使用変更（取消）許可書

第 号
年 月 日

四日市市教育委員会

（申請者）住所
団体名
氏名（代表者）
電話

四日市市立博物館の使用変更（取消し）を次のとおり許可します。

施設使用許可年月日	年 月 日	施設使用許可番号	第 号
許可を受けた施設名			
使用日時			
行事の名称			
変更（取消）理由			
変更内容			

使用料の精算	変更	既納使用料	変更後の使用料	差引使用料
		円	円	円
	取消し	既納使用料	徴収金	還付金
円		円	円	
	徴収の理由	四日市市立博物館条例施行規則第12条第1項の規定により使用料（税抜き）の 割を徴収します。		

第5号様式（第10条関係）

四日市市立博物館観覧料減免申請書

年 月 日

四日市市教育委員会

(申請者) 住所

団体名

氏名 (代表者)

電話

四日市市立博物館の観覧料の減額（免除）を申請します。

		※受付番号
区 分	(1) 博物館常設展	(2) プラネタリウム
観 覧 年 月 日	年	月 日
観 覧 の 人 員	人	
引 率 者 氏 名		
観 覧 の 目 的		
減免を受けよう とする事由		
※摘要条項	四日市市立博物館条例施行規則第10条第1項第1号	

備考 ※欄は記入しないで下さい。

第6号様式（第12条関係）

四日市市立博物館使用料還付申請書

年 月 日

四日市市教育委員会

(申請者) 住所
 団体名
 氏名 (代表者)
 電話

四日市市立博物館の使用料の還付を次のとおり請求します。

施設使用許可年月日	年 月 日	施設使用許可番号	第 号
施設使用変更（取消）許可年月日	年 月 日	施設使用変更（取消）許可番号	第 号
許可を受けた施設名			
使用日時			
行事の名称			
還付請求の理由			
既納使用料	円	還付請求額	円
*受付年月日	年 月 日	*決定年月日	年 月 日 第 号

備考1 許可書又は変更（取消）許可書と使用料領収書を添付してください。

2 *欄は記入しないでください。

第7号様式（第12条関係）

四日市市立博物館使用料還付決定通知書

第 号
年 月 日

四日市市教育委員会

(申請者) 住所
団体名
氏名 (代表者)
電話

年 月 日付けで申請のあった四日市市立博物館使用料の還付について

は、次のとおり決定しました。

施設使用許可年月日	年 月 日	施設使用許可番号	第 号
施設使用変更（取消し）許可年月日	年 月 日	施設使用変更（取消し）許可番号	第 号
許可を受けた施設名			
使用日時			
行事の名称			
還付請求の理由			
既納使用料	円	還付請求額	円

第8号様式（第17条関係）

四日市市立博物館資料特別利用許可（減免）申請書

年 月 日

四日市市教育委員会

(申請者) 住所

団体名

氏名（代表者）

(署名又は記名押印)

電話

次のとおり特別利用（手数料の減免）を許可してくださるよう申請します。

特 資 料 利 用 区 分 の 等	区 分	分類番号	整理番号	資 料 名	点 数	備 考
特別利用の日時		年 月 日 時から 時まで				
特別利用の目的						
特 別 利 用 手 数 料	区 分	単 位	単 価	金 額	※ 減 免 額	
	熟 覧		円	円	円	
	模 写					
	拓 本					
	撮 影					
		小 計		円	総 計	円
減免を受けようとする事由						
※摘要条項		四日市市立博物館条例施行規則第18条第1項第 号				
※立会係員氏名						
※許可の条件						

備考 ※欄には記入しないでください。

第10号様式を次のように改める。

第10号様式（第20条関係）

四日市市立博物館資料館外貸出許可申請書

年 月 日

四日市市教育委員会

(申請者) 住所

団体名

氏名 (代表者)

(署名又は記名押印)

電話

次のとおり博物館資料の館外貸出を許可して下さるよう申請します。

館外貸出資料	区 分	分類番号	整理番号	資 料 名	点 数	備 考
貸出する期間	年 月 日 から 年 月 日					
貸出利用する目的						
利 用 方 法						
運 搬 方 法						
※許可の条件						

備考1 ※欄には記入しないでください。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(教育委員会博物館)

< 議案参考資料 >

議案第 20 号 四日市市立博物館条例施行規則の一部改正について

1 改正の背景

事務の簡素化・効率化を図るとともに行政文書がオンライン化していくことを見据え、令和 7 年 4 月 1 日付で「公印の原則押印廃止」及び「電子行政文書化の規定」の内容において四日市市文書管理規程が一部改正されることとなった。

この規程の一部改正により、上記の規則で定めている一部様式に公印の原則押印廃止が適用されることから、所要の改正を行う必要がある。

2 改正の内容

・ 一部様式の改正

上記の規則で定めている第 2 号様式、第 4 号様式、第 7 号様式について、四日市市教育委員会の押印を示す部分を削除する。また、第 5、6 号様式、第 8 号様式、第 10 号様式について、申請者の押印を示す部分を削除するとともに、第 8 号様式、第 10 号様式については、署名又は記名押印と追加する。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

議案第 21 号

四日市市少年自然の家条例施行規則の一部改正について

四日市市少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和 7 年 3 月 21 日提出

四日市市教育長 廣 瀬 琢 也

四日市市少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市少年自然の家条例施行規則（昭和 62 年四日市市教委規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 号様式を次のように改める。

第2号様式（第6条関係）

使 用
四日市市少年自然の家 許可書
使用変更

年 月 日

(使用者) 団体名 _____

四日市市少年自然の家 指定管理者

所在地 _____

代表者 _____

電 話 _____

使 用
四日市市少年自然の家 使用変更 を次のとおり許可します。

使用目的											
使用期間		月 日 () 時から 月 日 () 時まで [泊 日・日帰り]									
使用者数	区分	小学生以下	中学生	高校生	その他	合計	使用施設	<input type="checkbox"/> 宿泊室 (本館・分館) <input type="checkbox"/> 総合研修館 (体育館) <input type="checkbox"/> 研修室 <input type="checkbox"/> 創作室 <input type="checkbox"/> 講義室 <input type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> 大広間 <input type="checkbox"/> キャンプ場 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	男										
	女										
	計										
利用料金	宿泊室	円	会議室	円	冷暖使用	宿泊室	円				
	総合研修館	円	大広間	円	房料	その他	円				
	研修室	円	キャンプ場	円							
	創作室	円	野外炊事用具	円							
	講義室	円	寝具料	円	合計		円				
変更後の使用者数	区分	小学生以下	中学生	高校生	その他	合計	使用施設	<input type="checkbox"/> 宿泊室 (本館・分館) <input type="checkbox"/> 総合研修館 (体育館) <input type="checkbox"/> 研修室 <input type="checkbox"/> 創作室 <input type="checkbox"/> 講義室 <input type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> 大広間 <input type="checkbox"/> キャンプ場 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	男										
	女										
	計										

変更後の 利用料金	宿泊室	円	会議室	円	冷使用 房料	宿泊室	円
	総合研修館	円	大広間	円		その他	円
	研修室	円	キャンプ場	円			
	創作室	円	野外炊事用具	円			
	講義室	円	寝具料	円	合計	円	
使用 責任者	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ					利用料金の支払い方法	
	氏名 住所 電話					<input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> 口座振込	

- 備考 1 研修活動計画、利用者名簿等必要書類は添付又は早期に提出してください。
- 2 使用に際しては、この許可書を係員に提示し、日程、活動場所等の確認を行ってください。
- 3 四日市市少年自然の家条例及び同条例施行規則の規定を遵守し、係員の指示に従ってください。
- 4 使用後は、設備等を原状に復し、係員の点検を受けてください。

第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第11条関係）

<p>四日市市少年自然の家利用料金還付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>四日市市少年自然の家 指定管理者</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名 (電話 局 番)</p>				
還付申請の理由				
許 可 番 号	使用許可の内容		納付した利用料金	
	期 間	目 的	納付書番号	金 額
第 号				円
※ 処 理 欄				

(注) 使用許可書を添付してください。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する

(こども未来部こども未来課)

< 議案参考資料 >

議案第 2 1 号 四日市市少年自然の家条例施行規則の一部改正について

1 改正の背景

事務の簡素化・効率化を図るとともに行政文書がオンライン化していくことを見据え、令和 7 年 4 月 1 日付で「公印の原則押印廃止」及び「電子行政文書化の規定」の内容において四日市市文書管理規程が一部改正されることとなった。

この規程の一部改正により、上記の規則で定めている一部様式に公印の原則押印廃止が適用されることから、所要の改正を行う必要がある。

2 改正の内容

- ・ 一部様式の改正

上記の規則で定めている第 2 号様式、第 3 号様式について、四日市市少年自然の家指定管理者及び申請者の押印を示す部分を削除する。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

議案第 2 2 号

四日市市水沢市民広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

四日市市水沢市民広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和 7 年 3 月 2 1 日提出

四日市市教育長 廣 瀬 琢 也

四日市市水沢市民広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市水沢市民広場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 4 年四日市市教委規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 号様式を次のように改める。

第2号様式（第7条関係）

(表)

* 許可番号 第 _____ 号

四日市市水沢市民広場専用使用許可書

年 月 日

(使用者) 団体名 _____

四日市市水沢市民広場 指定管理者 _____ 氏名(代表者) _____

所在地 _____

電話 _____

四日市市水沢市民広場の専用使用を次のとおり許可します。

専用使用 の目的	行事名称	使用予定人員	人	
	行事内容			
専用使用	年月日(曜)	専用使用時間		夜間
初日	・・()	午前・午後・全日	時 分～ 時 分	時 分から
2日目	・・()	午前・午後・全日	時 分～ 時 分	時 分から
3日目	・・()	午前・午後・全日	時 分～ 時 分	時 分から
使用区分	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 高校 <input type="checkbox"/> 中学 <input type="checkbox"/> 小学 <input type="checkbox"/> その他()			
持込設備				
専用使用 の責任者	住所			
	氏名	電話		

○使用上の注意

- 1 四日市市水沢市民広場の設置及び管理に関する条例並びに同条例施行規則の規定を遵守し、管理上の指示を守ること。
- 2 専用使用の許可に変更があるときは、直ちに届け出ること。
- 3 白線引きは、石粉を使用すること。石灰は絶対に使用しないこと。
- 4 グランド内では、必ず運動靴を使用すること。
- 5 その他裏面に記載の注意事項を遵守すること。

○使用許可の条件

- 1 使用許可の範囲は、別図のとおりとする。
- 2 使用後は必ず全員で芝生内の除草作業を行うこと。
- 3 市民広場内外の秩序を保つため、必要な整理人員を配置すること。
- 4 その他四日市市水沢市民広場指定管理者の指示する事項。

*この市民広場は、市民が自由にスポーツやレクリエーションを楽しむことのできる広場です。専用使用の許可が、必ずしも独占的な使用を許可したものではありません。その場の状況に応じて社会的常識とモラルの範囲において、節度ある使用をお願いします。

第 4 号様式を次のように改める。

第4号様式（第8条関係）

* 許可番号 _____

四日市市水沢市民広場専用使用変更（取消）許可書

年 月 日

(使用者) 団体名 _____

四日市市水沢市民広場 指定管理者 _____ 氏名(代表者) _____

所在地 _____

電話 _____

四日市市水沢市民広場の専用使用変更（取消し）を次のとおり許可します。

理 由	
-----	--

変更（取消し）の内容					
行事名称				使用予定人員	人
行事内容					
専用使用	年月日(曜)	専用使用時間		夜間	
初日	・・()	午前・午後・全日	時 分～ 時 分	時 分から	
2日目	・・()	午前・午後・全日	時 分～ 時 分	時 分から	
3日目	・・()	午前・午後・全日	時 分～ 時 分	時 分から	
使用区分	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 高校 <input type="checkbox"/> 中学 <input type="checkbox"/> 小学 <input type="checkbox"/> その他()				
持込設備					
専用使用 の責任者	住所				
	氏名			電話	

○ 使用上の条件

.....

.....

.....

.....

.....

.....

第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第8条関係）

少自第 号

年 月 日

四日市市水沢市民広場専用変更（停止・取消）通知書

団体名 _____

氏名（代表者） _____

四日市市水沢市民広場 指定管理者

所在地 _____

電話 _____

年 月 日付け第 号で、専用使用の許可をした四日市市水沢市民広場の使用について、下記の理由により専用使用を変更（停止・取消）したので通知する。

記

変更・停止・取消しの理由	
変更内容	
停止内容	
取 消 し	年 月 日をもって専用使用の許可を取り消す。

備考欄

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(こども未来部こども未来課)

<議案参考資料>

議案第22号 四日市市水沢市民広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

1 改正の背景

事務の簡素化・効率化を図るとともに行政文書がオンライン化していくことを見据え、令和7年4月1日付で「公印の原則押印廃止」及び「電子行政文書化の規定」の内容において四日市市文書管理規程が一部改正されることとなった。

この規程の一部改正により、上記の規則で定めている一部様式に公印の原則押印廃止が適用されることから、所要の改正を行う必要がある。

2 改正の内容

- ・一部様式の改正

上記の規則で定めている第2号様式、第4号様式、第5号様式について、四日市市水沢市民広場指定管理者の押印を示す部分を削除する。

3 施行期日

令和7年4月1日

議案第 23 号

四日市市教育委員会における申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正について

四日市市教育委員会における申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和 7 年 3 月 21 日提出

四日市市教育長 廣 瀬 琢 也

四日市市教育委員会における申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則の一部を改正する規則

四日市市教育委員会における申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則（令和 3 年四日市市教委規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後		
(押印の省略)		
第 2 条 別表左欄に掲げる規則の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該規則の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
規則名	手続又は様式	備考
四日市市教育委員会公印規則（昭和 59 年四日市市教委規則第 10 号）	(略)	
四日市市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則（昭和 56 年四日市市教委規則第 4 号）	(略)	
四日市市立視聴覚センター条例施行規則（平成 2 年四日市市教委規則第 4 号）	(略)	
四日市市立教育集会所運営規則（昭和 48 年四日市市	(略)	

教委規則第9号)

改正前

(押印の省略)

第2条 別表左欄に掲げる規則の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該規則の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。

規則名	手続又は様式	備考
四日市市教育委員会公印規則（昭和59年四日市市教委規則第10号）	（略）	
<u>四日市市立小中学校管理規則（平成13年四日市市教委規則第3号）</u>	<u>第4号様式及び第7号様式</u>	
四日市市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則（昭和56年四日市市教委規則第4号）	（略）	
<u>四日市市立幼稚園管理規則（平成13年四日市市教委規則第4号）</u>	<u>第4号様式及び第6号様式</u>	
四日市市立視聴覚センター条例施行規則（平成2年四日市市教委規則第4号）	（略）	
四日市市立教育集会所運営規則（昭和48年四日市市教委規則第9号）	（略）	
<u>四日市市少年自然の家条例施行規則（昭和62年四日市市教委規則第2号）</u>	<u>第3号様式</u>	<u>署名（法人その他の団体にあつては、代表者の署</u>

		名)をした場合に限る。
<u>四日市市立博物館条例施行規則（平成5年四日市市教委規則第5号）</u>	<u>第5号様式、第6号様式、第8号様式及び第10号様式</u>	<u>第6号様式については、署名（法人その他の団体にあつては、代表者の署名）をした場合に限る。</u>
<u>四日市市楠歴史民俗資料館条例施行規則（平成22年四日市市教委規則第5号）</u>	<u>第3号様式、第4号様式、第6号様式、第8号様式及び第10号様式</u>	<u>第3号様式については、署名（法人その他の団体にあつては、代表者の署名）をした場合に限る。</u>
<u>四日市市文化財保護条例施行規則（平成5年四日市市教委規則第9号）</u>	<u>第1号様式から第5号様式まで及び第8号様式から第21号様式まで</u>	<u>第1号様式から第5号様式まで、第9号様式から第11号様式まで、第15号様式、第17号様式、第18号様式及び第20号様式については、署名（法人その他の団体にあつては、代表者の署名）をした場合に限る。</u>
<u>四日市市久留倍官衙遺跡公園条例施行規則（平成30年四日市市教委規則第1号）</u>	<u>第1号様式、第2号様式及び第5号様式</u>	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(教育委員会教育総務課)

<議案参考資料>

議案第23号 四日市市教育委員会における申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正について

1 改正の背景

四日市市教育委員会における申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則（以下「本規則」という。）は、市民等から提出される申請書等への押印を定めている規則について、一括して廃止したものである。

本規則の施行（令和3年4月1日）後、個別の規則を改正する際に、様式の改正を行っていることから、これに合わせて本規則も改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 様式がすでに改正されており、本規則の該当箇所の削除がされていないもの
 - ・四日市市立小中学校管理規則（平成13年四日市市教委規則第3号）
- (2) すでに廃止されているもの
 - ・四日市市楠歴史民俗資料館条例施行規則（平成22年四日市市教委規則第5号）
 - ・四日市市文化財保護条例施行規則（平成5年四日市市教委規則第9号）
 - ・四日市市久留倍官衙遺跡公園条例施行規則（平成30年四日市市教委規則第1号）
- (3) このたび個別の規則の改正をするもの
 - ・四日市市立幼稚園管理規則（平成13年四日市市教委規則第4号）
 - ・四日市市少年自然の家条例施行規則（昭和62年四日市市教委規則第2号）
 - ・四日市市立博物館条例施行規則（平成5年四日市市教委規則第5号）

3 施行期日

令和7年4月1日